

福祉教育委員会

令和5年9月5日（火）

午前9時59分～午後4時44分

議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、  
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員  
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育部 中村教育長、大松教育部長
- ・子育て支援部 大久保子育て支援部長  
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○村岡委員長

委員の皆さんもおそろいです。執行部のほう、よろしいでしょうか。では、定刻より少し早いですけど、ただいまから福祉教育委員会を開催いたします。

審査に入ります前に、執行部の皆様に御注意いただきたい点を幾つか申し上げます。

限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけていただくようお願いいたします。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ございません。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が速やかにされるようお願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

第57号議案 令和4年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出10款1項から3項について、執行部に説明を求めます。

◎第57号議案 令和4年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出10款1項～3項関係分 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

まず、主要な施策を説明する資料の277ページなんですけれども、一番下の情報機器の件です。1,550台という説明があったんですけど、それぞれの黒点のポツの金額が分かれ

ば教えてください。総額は分かっているんですけども、個別の項目の金額をお願いします。

○青柳学校教育課長

内訳を言います。順番がそれぞれちょっと違いますけれども、リース料、約8,190万円、それから機器保守点検等委託料、約4,135万円、それからシステム保守等委託料、約758万円、電話通信料1,237万円、施設等使用料……

○村岡委員長

課長、すみません、黒点のやつと全部一致しないんですよね。少し分けてあるんですよね。では、後ろの方をお願いします。

○学校教育課職員

まず最初の黒点、ヘルプシステム保守委託料、こちらが4,135万円です。次の黒点、教職員用パソコンとか事務用パソコンの分、このリース料が8,191万円。次の黒点、インターネット利用に関する通信料、こちらのほうが801万円。次の黒点、Wi-Fiルーター、こちらが435万円。最後の黒点、こちらのほうが261万円です。

○松永憲明委員

そうすると、主に一番大きいのは、ヘルプデスク業務委託料、それから、パソコン及びサーバーのリース料なんですけれども、このヘルプデスクの人数が分かればお願いします。

○青柳学校教育課長

通常月は同時5カ所5人、3月及び4月の繁忙期は同時6カ所6人で業務を行っております。以上です。

○松永憲明委員

そうすると、この5人、6人という方は1つの学校じゃなくて、複数の学校を受け持たれるということになりますね。そこの確認をお願いします。

○青柳学校教育課長

はい、そのとおりです。

○松尾憲明委員

今後増やす見込みはございますか、ヘルプデスク。

○青柳学校教育課長

現在のところは考えておりません。

○村岡委員長

ほかに御質疑。

○諸富委員

関連して、ヘルプデスクの委託料などに結構な金額がかかっているんですけど、具体的にどのような活用というか、パソコンを使ってどういう業務改善がされているのか、先生方に何か負担軽減されている、そういう実績等があれば聞きたいです。

○青柳学校教育課長

まず、ヘルプデスクの業務についてですけれども、I C T機器に関する問合せ、それから障害対応、操作の支援、ソフトのインストール、転校等による端末の設置、回収など、学校現場のI C T機器に関すること全般に対応しております。そういったところで、学校現場の先生方によってはなかなかI C Tが得意でない先生方もいらっしゃいますので、分からないところを気軽に相談できる体制になっておりますので、そういった意味では業務改善につながっていると考えております。以上です。

○諸富委員

使い方的なところだけではなくて、こういう業務にデジタル化というか、データ、パソコン入力とか、そういうのが利用できないとか、中身の相談支援とかはされているんでしょうか。例えば、いろんなプリントが配られますけど、それを保護者宛てですとか子ども向けにパソコンを経由したりですとか、いじめアンケートとかが紙ベースで毎月配られるんですけど、それをパソコン経由でできないかとか、そういう具体的な中身の相談支援はあっているんでしょうか。

○青柳学校教育課長

それにつきましてはI C T支援員というものがおまして、その中で授業の支援とか、または機器の使用方法的説明、あと機器の準備、それから機器の利用方法などの校内研修の実施、マニュアルの作成、資料作成の手伝い、あとソフトウェアのバージョンアップ、配線の手伝い等を行って、先生方への支援を行っております。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに。

○福井委員

防犯カメラのことなんですが、小学校と、それから中学校にそれぞれ付設されていますけど、小学校が循誘小、それから中学校が大和中ということで、市内としても何校、何基目ぐらいになったんですかね。

○吉次学事課長

現在、防犯カメラを設置しているのが、小学校で循誘小学校も含めて6校、中学校が大和中学校も含めて5校、全部で11校に設置を今しているところでございます。

○福井委員

若干経費が大和中のほうが安いというのは、これは何か理由があるんですか、ほぼ変わらないけど。

○吉次学事課長

台数が循誘小学校は3台、大和中学校は2台設置しておりますので、台数が1台少ないということではちょっと安くなっているところです。

○村岡委員長

ほかに御質疑がある方。

○松永憲明委員

マネジメントの費用なんですけれども、それぞれの学校のほうから要望が出されて、それを積み上げられての積算によってこの金額になっていると思うんですけれども、学校のほうからは様々な要望があつて、まだまだ欲しいというような御意見を賜っているところなんです。これについては、何か事前に枠を決めて、それを配分されているのですか。どういう形を取られているのか、お願いします。

○吉次学事課長

枠といいますか、使う用途によりまして地域連携人材活用をするような事業と、そのほか、あと学校の特色を生かしたものとしてということで、2つ、事業を分けて、大枠分かれて要望を取っているところでございます。

○松永憲明委員

そうすると、例えば修理だとか、そういったところについては、全く別扱いで予算立てされているということですか。

○吉次学事課長

基本的にそういった修繕費については、このマネジメント支援事業費の中では見ていないというふうなところになります。

○横田教育総務課長

学校の備品とか建物の修繕につきましては別の施設改修費のほうで見えておりまして、マネジメント予算というのは、それぞれの学校の特色をそれぞれの学校の申請に応じて教育長が採択するというような、どっちかというソフト事業のほうになっております。

○松永憲明委員

いや、何でそういうことを言っているかということ、要望してもなかなかその修繕費用がつかないという問題があるということから、もう少し何とかならないかという学校長あたりの声もあるわけなんですね。ですから申し上げているわけなんですけれども、このマネジメントについてはおっしゃるとおりだと思ふんですよね。ですから、もう少し幅を広げて、学校でももう少し自由に使えるものにならないのかなというように思っているわけです。恐らく校長先生たちの中にはそういう思いをされている方もいらっしゃると思いますので、教育長、この辺の見解はどうなんでしょうか。

○中村教育長

委員おっしゃいましたように、学校では校長がいろいろ学校運営のマネジメントを図りながら、何に重要なお金をかけるのかというのがあつたというふうな思ふいます。私が学校長をしているときにも、今年度は施設改修に力点を置きたい、こういう備品購入に力点を置きたいというようなときには、全体枠としてのフレーム予算というのがございますので、そのフレームの中で、今年度重点を置きたいところに事前に予算を出すときに多めに立て

るといようなことになりますので、そこら辺を次年度に向けて、学校長が事務職員と一緒に話し合ひまして、ここに重点を置きたいという、その中でやることによってこのフレーム予算というのを活用できるのではないかなというふうに思っております。

委員がおっしゃいました学校マネジメント予算というのは、そういう施設改修とか備品購入とは別に学校が地域連携でいろんなことを取り組みたいとか、それから、こんな特色ある事業をしたいんだけど、フレーム予算ではちょっと使えない、だからそういう以外のものでもやりたいというものでさせていただきたいというふうに思っておりますので、施設改修とか、そういうものについては、別途予算編成の中でフレーム予算をうまく活用できるように今後学校と話し合ひていきたいと思っております。以上でございます。

○松永憲明委員

よく分かりました。

それで、この金額の設定についてですけれども、何か枠を大体これぐらいだというように毎年決められているのかどうか。教育委員会として、大体これぐらいの金額でやるんだと。予算の総枠の在り方なんですけれども、学校からそれぞれの要望が出されて、それを積み上げていくのか、それとも、あらかじめその予算枠というのがあらかじめ設定されているのかどうかです。その枠内でやられているのかどうかということをお聞きしているんです。

○横田教育総務課長

一応フレーム予算、学事課から配当している分ですけれども、大規模校、小規模校、中規模校ということで、例えば、均等割が幾ら、児童数割が幾ら、教室割が幾らという一定の基準を設けさせていただいて、決まった額をそれぞれの学校に配当して、その中で予算編成していただいているというような状況になっております。

○村岡委員長

それは施設改修のほうじゃなくて、マネジメントのほうも……

○横田教育総務課長

じゃなくて、施設改修とか、学校管理費とか、教材整備費とか、複数の事業をそれぞれ学校のほうのフレーム予算として配当しているところでございます。

○松永憲明委員

マネジメントは。

○横田教育総務課長

マネジメントは配当しておりません。

○松永憲明委員

枠が設定されているかどうかということです。

○横田教育総務課長

各学校のでしょうか。

○松永憲明委員

全体の枠です。

○横田教育総務課長

全体枠は予算編成時に計上した額を基に、各学校からの申請に基づいて配当しております。もちろんその申請がない学校もございます。ですから、第1次申請されたときに配当しても、余っているときはまた2次申請の募集期間を設けたりというようなことをしておりますので、このマネジメント予算に関しては、一律に学校に配当しているというような状況ではございません。

○村岡委員長

では、ほかに。関連ですか。

○西岡真一副委員長

今の松永憲明委員の質問にちょっと関連ですけれども、19番の資料の205ページ、小学校費、あと207ページには中学校費、需用費その他、不用額が小学校費で1,300万円、中学校費では690万円ほど残っております。電気料金やなんかは大体、年度末までにどれぐらい要するというのは分かりますよね。予算残の見通しがついたところで、今、横田課長は別の事業と思いますけれども、2次募集とかありましたけれども、例えば年明け、年度末の決算状況が見えてきた段階ぐらいで、各学校に何かないですかというぐらいの紹介はしないんですか。各学校、結構困っていると思いますから、私はもったいないと思いますけれども、どうでしょうか。

○吉次学事課長

先ほど言われたのはマネジメントの予算でしょうか。

○西岡真一副委員長

資料では19番の205ページ、小学校費の節、需用費その他、見てもらったら分かりますけれども、一番右端に不用額が1,320万1,245円。何か使えなかったんですかということ、簡単に言えばですね。中学校費では690万円。年度末ぐらいまでにどれぐらい必要で、執行するというのは予測が立つと思いますので、その段階で各学校に何か修繕するべきものはないですか、買って置く消耗品とかないですかと、目間流用すれば備品も買えるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○吉次学事課長

こちらの1,300万円につきましては、電気料の見通しがちょっと、補正も行いましたけれども、電気料の使う予定が少なかったということで、1,300万円余っているところがございます。

○西岡真一副委員長

ですから、電気料金の執行見込みがまだ立っていなかったと、結果的にこれぐらい残ったと。要するに電気料金の執行が見込みを下回ったと、そういう解釈ですかね。中学校費

も大体予算額は半分ぐらいですから、そういうことということですか。

○吉次学事課長

そのとおりでございます。

○松永憲明委員

そうすると、各学校の冷暖房の温度設定がなされているんじゃないかと思うんですね。ところが、学校によっては非常に暑いと、もう少し冷やせないかというような意見もあるわけですよ。これは、ある程度の温度、電気料金以上に使ったときにはストップするような形になっていますかね。止まるようになっているか。そこら辺がどうなのか、確認したいんですけど。

○吉次学事課長

電気の使用については、事務室のほうに制御盤というのがありますので、そこで一定になれば制御がかかるような装置がついております。それで、特に電気を使うときには一遍にぼんと上がらないような装置で電気の管理をしているところでございます。

○松永憲明委員

例えば、夏場でどれくらいの温度設定にされているんですか。

○吉次学事課長

夏場では室内温度が28度になるような設定です。28度を超えたら、エアコンを使ってもいいですよというふうなことで今設定を——空調設備の使用のガイドラインというものをつくっております、夏場が室温28度、冬場が室温18度ということで、28度を超える場合には校長の判断で使用してくださいということで、今ガイドラインで各学校に通知しているところでございます。

○松永憲明委員

それで、やっぱり各学校から28度というのはあんまりじゃないかという声が聞こえてくるんですよ。今年のこの暑さは大変だったと。でも、下げたいと思うけれども、ストップされてしまうということで、かなりいろんな意見が寄せられてきているわけですよ。ですから、ここはやっぱり検討すべきではないかなあと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉次学事課長

その暑さは、子どもの健康というのが第一ですので、もちろんその温度だけ、その数字だけを見るのではなくて、学校長の判断で使用していただいているのが現状でございます。

ただ、エアコンの使用に関しては、エアコン全部を一遍にぼんと上げてしまいますとデマンド値ということで上がりますので、それが上がってしまいますと、電気料がその後1年間ずっと高いままの設定になってしまいますので、そういうことを避けるように、時間を少し、10分ずつづらしながら使うとか、そういった方法で使っていただいているというのが現状でございます。

○村岡委員長

ちょっとすみません、私のほうから。いわゆる室温が28度なのか、それともエアコンの設定温度が28度なのか、どちらですか。要するに室温を28度にするには暑い状態から下げなきゃいけないので、一旦エアコンとしては低めの温度設定をして、室温を28度にするというような考え方になるかなと思うんですけど、その辺どうなんですか。

○横田教育総務課長

よく学校のほうからも勘違いされているところがあるんですけども、エアコンの温度設定を28度にとりう方もちょっといらっしゃいましたので、あくまでも室温が28度を超えないようにエアコンを稼働してくださいとっておりますので、エアコンの設定温度を25度とかにしてもらうのは構いませんので、とにかく子どもの健康状態を優先して、なるべく28度を超えない、それとデマンド値が上がらないような御協力をお願いしているところでございます。以上です。

○村岡委員長

じゃ、この点については学校によってエアコンの台数とかも違いますので、そういったのを加味しながら学校長の判断をとということで、その温度設定のことについてはそういった勘違いがないように、子どもの教室の環境を整えるということをもう一度徹底していただければなというふうに思います。

この点、ほか皆さんはよろしいですか。

○山下委員

今ついていないからではありますけれども、体育館ですね、屋内運動場で実際体育の授業をすることを考えたら、室内での熱中症というのかなり深刻になってきていると思うんですが、その実態との関係でそこら辺はどうなんですかね。今はついていないですけども、現状をどう捉えておられるのか。

○吉次学事課長

現状、体育館で体育とかをするときには、大型の扇風機とか、そういうのを活用しながらいただいているところでございます。そういうところですので、今のところエアコンをつけるとか、そういったことは考えておりませんが、現状はそういった大型扇風機を何台かけながら、換気しながら体育をしていただいているというような状況でございます。以上です。

○山下委員

対応はそういう対応だけど、その結果として、熱中症の児童・生徒とか教職員の方も含めて、そういうことは出ていないのかどうかということも含めて。

○中村教育長

委員がおっしゃいましたように、熱中症を予防するというのが一番大切なことでございます。これは運動場とかプールでの学習も同じでございます。体育館も含めてですね。で



すから、WBGT指数を測るような計器がありますので、そういうもので測りながら、今日は例えば体育館の室温とか湿度が物すごく高くて、このままだと危険だというときには体育館での学習を中止するとか、運動場での運動を中止するとか、その日の天候等に応じて学習内容を変更する、そういうふうな形で子どもの安心、安全を守るという方向で各学校では取り組んでいただいているものと考えております。

もちろん体育館にエアコンをつけて、涼しい中で学習ができれば一番いいんですけども、莫大な予算がかかるというのがありますので、早急にそれを設置するのはなかなか難しい状況なので、その間は、先ほど言いました扇風機等の対応だけでは難しい面がありましたら、学習内容の変更等で対応せざるを得ないと考えております。以上でございます。

#### ○山下委員

その場合、屋外での天候との関係でどうしてもできませんでしたとかいうことがあるのはしょうがないと思うんですが、結局、学校のカリキュラムとの関係で、本当はこういうことをちゃんとしておきたかったということが、ずっと熱中症警戒アラートが結構毎日出されていくような時期だと、思うようなことができなくなってしまう、部活動だとか、そういうことも出てくると思いますし。なので、それは教育環境として果たしていかなものかなという心配はあるわけですが、実際に学習の進み具合とか、子どもたちに身につけてもらいたいことがどうなっているかとかということの関係では、どのようにそこは折り合いをつけておられるんですか。

#### ○中村教育長

学習には年間カリキュラムというのがございますので、やはり気候にカリキュラムも合わせるというところがございます。これは今度の校長会でお話をしますけれども、体育大会、運動会等の時期も含めてそうなんです、以前と同じような気候で年間カリキュラムをつくっていたとしたら、やはり今の気候状況ではそれができない可能性もございますので、例えば、教室で学習できるような健康教育に関係あるものを夏場に多く持ってくるとか、そして、季節が非常に運動しやすい時期に先ほど言いました運動場とか体育館での学習を持ってくるとか、それもあって夏場に水泳等を多くの時間割いているというようなところもございますので、年間を通した活動の中で工夫するというのも大切ではないかなと思っています。それを行うことで、年間を通して子どもたちがやらなければいけない学習内容を達成できるというふうに考えているところでございます。以上です。

#### ○川副委員

空調設備の関連として、先ほど子どもの熱中症対策、子どもの健康管理ということで空調施設を整備されておられますけど、私が1つ気になったのが、芙蓉の小中一貫校の中でランチルーム、これは空調施設が入っていないところでありました。ランチルームというのは、毎日子どもがそこで——子どもに限らず先生方も一緒に食べるんですけど、やはりその中での環境整備、子どもがおいしく食事をいただくというのは当然ですので、その環

境がなされていないんじゃないかなということでもちょっと思いましたので、この点について教育委員会のほうでどういう話というか、どういう対応をされるのか、ちょっとお話しください。

○横田教育総務課長

今、委員おっしゃいました芙蓉校のランチルームの空調設置につきましては以前から検討はしていたところでございますけれども、芙蓉校のランチルームは面積が広い上に天井も高いということで、あれだけのスペースを冷やすための空調設置をする場合、多額の設置費用、運営経費がかかるということで、設置は難しいというふうに判断してきたところです。そのための代替措置といたしまして、令和3年度ですけれども、スポットクーラーを4台設置しているところがございますけれども、ただ、スポットクーラーだけでは今現在なかなか冷えない状況であるというのは我々も認識しているところでございます。

ただ、このまま今の時期とか、暑い中で児童・生徒が給食を食べるのはよくないと思っております。ほかのランチルームを設置している学校とかは、コロナ禍のためにクーラーが効いた教室で食べているというような学校も出てきております。クーラーが効いた涼しいところのほうがいいとおっしゃる学校もございましたので、芙蓉校とちょっと話しながら、室温が高い時期だけは教室で食べる方法を学校と協議して、必要な措置を取っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○川副委員

検討していただきたいと思いますが、やはりランチルームというのは、給食の時間に小学生、中学生みんな集まって楽しく食べる時間ですので、やはりこれは続けてほしいと、1年間通してですね。例えば、暑い時期にはクーラーが設置しておられませんが教室で食べるんじゃないなくて、やはり年中ランチルームで食べることも食育の一環でもあるかなと思います。例えば、あそこは自校方式ですので、給食のおばさんたちと一緒に子どもたちが話して、その中で食育の話もされますので、私としては現在のランチルームをきちんとした環境整備の中で生かしてほしいということで考えています。意見として。

○川崎委員

先ほど部屋の天井が高いということをおっしゃられましたけど、冬場は暖気が上に逃げますので、そういったこともあります。夏場は冷気は下のほうに来ますので、そこまで大きなものは要らんのかなと自分は思います。例えば、北山とかはランチルームに空調が入っているんですね。平地にある暑い学校のほうが入っていないというのは、ぜひとも改善してほしいなと思うんですが。

○横田教育総務課長

ちょっと繰り返しになりますけれども、芙蓉校がほかの学校と比べてやはり面積が広いものですから、そこに空調を同じように設置した場合、ちょっと経費がかかり過ぎるというふうに思っておりますので、その他の方法でできないかということを考えていきたいと

思います。

先ほど川副委員もおっしゃったようにランチルームのよさというのが、やはり給食と調理現場がある、ほかの学年と一緒に給食を食べられるとか、メリットがありますので、それは引き続き行っていきたいと思います。ですから、気温とか季節、時期がいいときはもちろんランチルームを使用し続けたいとは思っておりますけれども、どうしてもちょっと問題がある時期だけの対応策は、なるべく費用対効果を考えながら検討していきたいと思っております。以上です。

○村岡委員長

課長、ちなみに芙蓉校が広いとおっしゃる部分でいうと、何か具体的に面積がこれくらい違うとか、今出せますか。

○横田教育総務課長

先ほどおっしゃいました北山校が面積でいうと170平米ぐらい、そして、芙蓉校でいきますと約330平米と倍近くあり、特にちょっと——というような状況でございます。以上です。

○川副委員

ちなみに芙蓉校のランチルームに空調施設を入れた場合、どのくらいの事業費がかかりますか。

○横田教育総務課長

まだちょっと設計等しておりませんので、あくまでもざくっとした金額を考えた場合、1,500万円ぐらいはかかるんじゃないかというように思っているところでございます。

○山下委員

収容の子ども的人数は、それぞれ北山と芙蓉のランチルームの状況はどうなんですか。

○横田教育総務課長

北山校は、小中合わせて生徒数だけで62名ですね。今年の5月1日現在の生徒数で答えております。芙蓉校につきましては、小中合わせて123名となっております。

○山下委員

面積の広さは言われますが、子どもの数もちょうど倍なので、そこはある意味、そうなんでしょうということでもいいんじゃないかという気はしますね。だから、これまで前からの議会報告会を各学校区でやっていたときに、蓮池校区の要望は本当にいつも切実な中で、過疎化の問題だとか、地域の中でもっとどうにかならないのかというふうなことがいつも出てくるんですね。そういう中で、小中一貫芙蓉校という位置づけにして、選ばれる教育を目指したりもされているんだと思うんですが、そういうところで、せっかくいい環境でしようと思っておられるところに、それならそこを後押ししようということが私はあってもいいのかなと。

だから、完全に規格化された建物が全部あって、そこで違うというんだったらまた話は

違いますけれども、今のだと面積が広い、収容人数も多いとなれば、そこはもうちょっと考えられるのかなと思います。ちょっと現場を見ないとという気はしますが。

○村岡委員長

何か答弁ありますか。

○大松教育部長

施設整備に関しましては、やっぱり今後考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。特に限られた予算の中で、財政支出も非常に厳しい状況の中、我々もどこに優先的に投資を考えていくかというのを考えたときに、まず我々としてはやっぱり子どもの安全、安心というところが一番かと思っております。そののころを考えながら、今後とも施設整備、空調に関しましても一体となって考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○村岡委員長

今回は令和4年度の決算という部分でもございますので、またこの点につきましては、改めて事業予算というところで検討していく必要もあるのかなというふうに思いますので、一旦この点はよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑がある方。

○川崎委員

資料21の279ページ、学校問題解決サポート事業ですが、ちょっと私中身がよく見えないので、どんな人が何人ぐらい関わって、どんなことをしているのか、960万円の使い方を少し教えていただけないでしょうか。

○青柳学校教育課長

学校だけではなかなか解決できないような保護者や地域からの要求、それから、児童・生徒の問題行動等に対して、その解決のために弁護士や医師、心理学者、警察関係者で組織する専門チームに専門的な指導助言を受けながら、警察OBであるスクールサポーター、3名いますけれども、それが校長OBである学校問題解決サポート相談員と連携を取り、対応を行っている、そういう事業でございます。以上です。

○川崎委員

弁護士なんかは、佐賀市のいわゆるお抱え弁護士なんかにはできないんですか。

○青柳学校教育課長

佐賀市の弁護士とまた別に、学校の中に限って少し重大なものについて相談する、そういう体制ということでこの弁護士を委託しているところです。以上です。

○川崎委員

すみません、人数をそれぞれ教えていただけますでしょうか。

○青柳学校教育課長

それぞれ1人でございます。以上です。

○村岡委員長

ほかに御質疑。

○山下委員

同じページと申しますか、いわゆる不登校対策事業と、それから不登校児童生徒支援事業のところでお聞きしたいんですが、不登校対策事業のほうでサポート相談員のほうは、訪問を受けた児童・生徒数が132人から184人に結構増えていますよね。改善した児童・生徒数は42人から34人ということで、ちょっと少なくなっていると。一方、その下のくすの実のほうは入級者数が32人から44人と増えていて、卒級者数が5人から21人というふうになっていますが、これは学年の構成上こうなっているのか、それとも何か改善のいろいろなことがあったのかどうかというのが1つですね。まず、そこをお願いします。

○青柳学校教育課長

くすの実の卒級数が21と多くなった部分についてですが、これは中学3年生ということなんです。以上です。

○山下委員

分かりました。

そしたら、下のほうの不登校児童生徒支援事業、ここでは学習支援員を各校1人ずつ、22校に20人ということなんです、個別の学習支援と相談ということなんです、それぞれ受けている子どもたちの人数というのが固定しているものなのか、変動があるということなのかということで、どういう状態で支援の形態がなされているのかというのを1つお聞きしたいです。

もう一つのICTを使った学習支援のほうは、家庭のほうに直接つながるやり方だと思うんですが、そことの違いについて御説明をお願いします。

○青柳学校教育課長

不登校児童生徒支援事業についてですけれども、これは、学校には登校できるが教室には入れない、いわゆる別室登校の児童・生徒に対しての学習支援員、これを20名、計22校に配置しております。学習だけでなく、相談等を行っております。休みがちな児童・生徒への対応を増やすことができ、学級担任の先生にとっては不登校対応の上で大変ありがたい存在となっております。また、特にひきこもりがちな児童・生徒に対しては、インターネットを活用した学習教材を活用して学習支援や、相談相手になる訪問支援員を派遣して人間関係に広がりを持たせながら、家庭学習の支援を行っております。この2つの事業については、平成24年度から特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイスに委託しているものでございます。以上です。

○山下委員

ということは、学習支援員のほうは、学校に来る子どもたちに関しては別室登校という

ことで、特別支援学級と同じように別室を用意して、そこに来てもらうということになっているのかなということなんですが、そこに20人ですよ。それプラスICTが10人ということで、SSFに対しては30人来てもらっているということなんですかね。それとも、ダブっている部分もあるということなんですか。

○青柳学校教育課長

いや、それぞれでございます。

○村岡委員長

ほか御質疑がある方はいらっしゃいますか。

○松永憲明委員

学校事務職員の件で、特に図書館司書についてなんですが、これは恐らく学校事務職員で配置されていると思うんですけど、勤務時間がどういうふうになっているのか教えてください。

○学校教育課職員

学校図書館は、まず朝、始業の時間から3時間、図書館の補助職員ということで、3時間のパート職員を配置しております。そこから大体30分程度、勤務時間をダブらせて、引継ぎ時間を設けて、その後6時間、学校図書館司書ということで会計年度任用職員を配置しております。

○松永憲明委員

ということは、朝、学校が始業したときは、まだ図書室にはいらっしゃらないということになると思うんですね。

○学校教育課職員

図書のパート職員は勤務しております。図書館司書は始業時から大体3時間後に勤務を始めるんですけども、始業時から3時間は図書のパート職員、補助する職員を配置しております。

○松永憲明委員

それは全ての学校にそういう対応をされているんですか。

○学校教育課職員

すみません、そこを確認いたします。申し訳ございません。

○松永憲明委員

何でこういう質問をしているのかというと、例えば、学校で子どもたちが1時間目の授業のときから図書室を使って勉強したいというときに、図書室が使えない状況にあると。司書の方がいらっしゃらないということからですね。そういうことを聞いているわけですよ。だから、そこら辺のことがあるものだから質問しているわけです。

○村岡委員長

松永憲明委員、具体的に学校とかも。

○松永憲明委員

ちょっとそれは。

○青柳学校教育課長

学校の現状として、例えば、そういった図書の先生がいない場合は学級担任であったり、学校のほかの職員で対応することは可能ですので、そういったところは子どもの声を拾いながら柔軟に対応していければいいかなというふうに思っております。以上です。

○松永憲明委員

私も全国図書館教育の指定校になったところにおりましたので、よく分かっているわけですね。積極的に図書室を活用しながら、授業に生かしていくということもやってきた経緯がございます。ですから、図書館司書の方とうまく連携しながらいくということが非常に重要なんですね。ですから、担任の先生が開けて使えばいいじゃないかと言われたらそこまでなんですけれども、やっぱりいろんな連携を図っていく、何がどこにあるかとか、よく御存じの司書の方が開けておいていただければ助かるわけですね。小学校の担任の先生がいろんなことをやりながら、すぐ図書室に行って授業をするということは、なかなかやっぱり大変だろうと思うんですね。そういった意味で、学校の現場のほうから何とかならないかというような話が出ておったものだから質問しているわけです。何かコメントがあればお願いします。

○学校教育課職員

先ほど全校に配置しているのかということなんですけれども、一部小規模校には配置していないと。すみません、私はその小規模校がどこかちょっと把握していないんですけれども、一部配置していない学校はあるということです。

○山下委員

もう一回ちょっと不登校のところに戻ります。279ページの学習支援員のところですが、総数は次のページに書いてありますが、各学校の対象の人数を示していただけますか。10小学校、12中学校の子どもたちの人数です。

○村岡委員長

山下委員、学校ごとですか、それともトータルですか。

○山下委員

学校ごとです。トータルは次のページに対象児童・生徒がありますので、内訳をちょっと。

○村岡委員長

すぐ出せますか。

○青柳学校教育課長

すみません、後で調べて回答します。

○村岡委員長

別の内容があれば。

○山下委員

内訳はぜひ示していただきたいんですが、これは対象の子どもがいれば、そういう別室登校の部屋は設けて対応するという考えでよろしいんですか。

○青柳学校教育課長

そのとおりでございます。

○山下委員

そうすると、年度によってその学習支援員の派遣の状況はずっと変わってくると思うんですが、この6,065万円というのは支援員の人件費だとは思いますが、委託費というか、この算出根拠というのはどんなふうになっているんでしょうか。

○青柳学校教育課長

後もって回答いたします。

○山下委員

だから、後もってお願いしますが、1人当たり幾らということで算出されているのか、何かざくっと委託費はこうですよという感じでSSFのほうにされていくのかということがお聞きしたいことですね。だから、具体的なことは示してください。

SSFのほうも人の手当てが相当厳しくて、メンバーの確保に相当苦勞されているんですよね。なので、逆に言えばどんな人が支援員で来てくれるのかということによっては、内容が大丈夫かと思ったりする部分もあったりですね。だから、そこら辺の何というんですかね、このSSF自体が全国的に注目され過ぎて、あちこちから引っ張りだこで、それで佐賀市がいろんなところでSSFに頼っているので、本当にここは大丈夫なのかなという思いも一方であるわけですよ。学習の現場もあれ、生活支援、生活保護とか、そういうことから相談が行ったりとかですね。だから、ここだけ20人とか10人とか平気で書いてあるけれども、その委託先との関係で、本当にちゃんと手当てができるようになっていくのかどうか、あちらの悩みにもちゃんと応えられる体制になっているのかどうかというあたりもちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○青柳学校教育課長

SSFとはしっかりコミュニケーションを取って、向こうの要望であったり、こちらからの要望であったり、そういったところを出し合いながら、よりよい形で進めていきたいと考えております。以上です。

○学校教育課職員

SSFの委託料についてなんですけれども、こちらはスチューデント・サポート・フェイイスのほうに見積りいただいております、中身としまして学習支援員の賃金だとか、それに係る社会保険料、OJTやSV指導料、そのほかにも事務費やICT学習支援員の活動費等、ICTのサーバー利用料等で見積りのほうをいただきまして、そちらの下に予算



を計上して契約を結んでいるところがございます。以上になります。

○山下委員

それは出せますか。内訳。

○学校教育課職員

内訳のほうは再度確認いたします。

○村岡委員長

山下委員、具体的な数が出て、また続けます。

一旦関連ではなくて、別のやつを伺いたいと思います。

○諸富委員

関連で同じく不登校児童生徒支援事業の、先ほど山下委員が学校ごとの人数内訳をと言われていましたけど、単純に考えても、対象児童・生徒が254人いて、校数で割ると1校に10人前後、そこに対して支援員の方が1人とかになると思うので、どういう状況でやっているのか、中身が見えてこないなというのがあるんですけど、その下に改善した児童生徒数とありますので、そういった状況の中でどういう状況を改善したと言われているのか、できたら具体的なものがあれば教えていただきたいです。

○青柳学校教育課長

それぞれ学校とか児童・生徒によって一人一人状況が違いますので、その子に応じた学習指導であったり、生活の支援であったり、そういったところをやっているところです。

改善については、普通教室に入れるようになった子どもであったり、今現在の生活状況からちょっと成長が見られたというか、友達との交流であったり、先生との交流であったり、または教室のほうで学習ができるようになったりとか、そういったところで、改善という形で見ているところです。以上です。

○諸富委員

では、一応確認ですけど、この場合における改善というのは教室に入れるようになったということでもいいんですか。

○村岡委員長

とは限りませんが。

○諸富委員

限らない。

○村岡委員長

子どもの状況が改善したということですね。

○青柳学校教育課長

教室だけではなくて、生活も含めて、学習も含めて改善したというところで見えております。

○村岡委員長

一旦ちょっとこれを置きますので、別でも。

○川崎委員

資料番号21の282ページです。下から2番目の二重丸、学校人権・同和教育推進事業で人件費と言われたんですけど、事務局員か指導員がいらっしゃるんですかね。何人いらっしゃるのか、どこにいらっしゃるのか、どういったことを、研修なのか、指導なのか、そんなことを教えていただけますか。

○青柳学校教育課長

まず、事務局ということで構えてはおりませんが、研究会という形で、校長先生が会長、副会長を務めていたり、または研究局員という形で各学校の中に支援教員というのがおりますので、全部で11名おりますけれども、その中で研究局員というのを役職として設けております。以上です。

○川崎委員

研究局員は普通の教諭だと思うので、人件費は発生しないんですが、またそれぞれ学習指導をしたりとか、教育の傍らにやっておられるという認識なんですが。

○青柳学校教育課長

学校教育課の中に校長OBを人権・同和教育指導員として、人件費として計上しているところですよ。以上です。

○村岡委員長

あとほかに。

○川副委員

資料21の285ページです。プール防水改修ということで、今後とも結構プールの老朽化が進み、改修の金額がずっと重なっていくんじゃないかなと思われま。小学校だけで結構ですけど、今、夏休みのプール開放というのは多分ありませんね。実際、学校のプールの使用期間は年間何日間ぐらいですか。

○中村教育長

大体ということでよろしいでしょうか。5月の終わりから6月の初めに大体プール開きを行っております、基本的には1学期いっぱいですね。ですから、大体1か月半ちょっとぐらいになります。以前は夏休みにプール教室等を開いているところもございましたけれども、最近はなかなか難しい状況もありますので、実質1か月と2週間か3週間程度が多いんじゃないかと考えております。以上でございます。

○川副委員

プールの年間維持費、これはどのくらいかかりますか。

○横田教育総務課長

水道料とか、薬剤費とか、保守とかありますので、今現在は手持ちにありませんので調べて、1校当たり大体なところでよろしいですか。

○川副委員

実はテレビの特集で学校プールの在り方についてという番組があっておりまして、たまたま私見ましたんですけど、やはり学校プールの維持費が高くなって、その経費、当然老朽化も出てきて、改修も併せてするようになってはいるはずですけど、その中で動きとして、民間のプールへの転換という形でされてあるところもあるということでお聞きしておりますし、このプールの件については多分、重松議員が一般質問でされたかと思います。今後やっぱり老朽化もどんどん来る中で、実際に費用対効果も計算しながら、あと民間のプールスクールのほうに移行も将来的に考えてあるのか、現時点でどういう考えを持ってあるのか、お聞きしたいなと思いました。

○横田教育総務課長

重松議員の一般質問の答弁でもお答えさせていただきましたように、今現在すぐに民間移行というのはまだ考えておりませんが、近い将来には民間も含めたところの研究はしていかなければいけないと思っていますところ。ただ、佐賀市の場合、民間でやっているプールがそんな大きくないので、答弁のときも課題として挙げておりましたけれども、やはり移動時間の確保、その分授業が短くなりますので、そこが一番の——コストもあるんですけど、そこがちょっと問題かなと思いますので、佐賀市の場合は民間のプールが近くにある学校ばかりじゃないというのが一番の課題じゃないかなと思っていますところでございます。以上です。

○川副委員

報道の中で言われていたのが、民間に移ることによって学校の先生方の責務が少し和らぐという話もされておりましたので、これは当然さっき言われた環境ですね、民間プールが近くにあるか等も含めて今後検討していただきたいと思います。

もう一点いいですか。

○村岡委員長

はい。

○川副委員

同じく21の281ページ、通級指導教室設置事業ということで、令和4年度に設置してあって、令和5年度から高木瀬小学校で実施されているということでしたけど、もう令和5年になっていますので、現状の感じ、運営はどういうふうになっているのか、ちょっと教えてください。

○教育総務課職員

まず、利用している子どもが10名近くおまして、その中で自立活動の学習を中心に行っております。もう少し詳しく、学習の内容等詳しくがいいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

例えば、学びの通級指導教室ですので、読み書きの部分、特定の部分で困り感を持って

いる子どもたちについての、LDの子どもたちの読むとか書くとかいうような力をつける事業でありましたり、あとコミュニケーション能力、友達と関わるというところが少し苦手な子どもたちについては、どのように友達と関わっていけばいいかというようなことに特化した学びを行っているというようなことで、1人当たり2時間程度というような学習時間が多いかと思います。以上です。

○川副委員

この教室の設置は高木瀬小学校が初めてですか。

○教育総務課職員

現在この学びの通級指導教室がある学校が、勸興小学校、北川副小学校、鍋島小学校、春日小学校、そして成章中学校、大和中学校、そして今年度から巡回、成章中学校の職員が城南中学校でも指導しておりますので、城南中学校でも行っているところです。

○諸富委員

2つありまして、277ページの各種大会出場補助経費というのと、281ページと291ページの教育用情報機器の2点聞かせてください。

各種大会出場のほうは、こちらのほうは佐賀市在住の児童・生徒が各種目の九州大会と全国大会ということですが、これは部活動に限らずということだと思っておりますが、この補助件数67件のうち部活外の内訳があれば。

○青柳学校教育課長

この内訳につきましては、スポーツと文化部それぞれ部活動について補助しております。対象が中体連と学校教育の一環で出場するものに限るということで、補助金額、実績、もしくは定めた額の低いほうで対応している状況です。以上です。

○諸富委員

これを聞いたのは、将来的な部活動の地域移行があると思いますので、では、部活動に所属していない、例えば、中体連も部活動ではなくてクラブチームで出場とか、そういういろんなケースを考えられると思うんですけど、そういう子はもともと対象にならないということでしょうか。

○大松教育部長

社会体育事業でやっているスポーツ団体、その他音楽活動につきましては、スポーツについてはスポーツ振興課のほうで対応させていただいているところでございます。以上でございます。

○村岡委員長

あくまで学校教育の部分でということですね。

○諸富委員

では、もう一点、小学校のほうで287ページで、中学校のほうで291ページになると思います。教育用情報機器整備費のGIGAスクール構想の1人1台のタブレットなんですけれ

ども、こちらのほうは令和3年からの配置だったと思うんですけど、機器はその当時のモデル、最新のものがよかったですかね。今3年たっていますけど、いろいろと不具合ですとか、立ち上がりに時間がかかるとか、画面が小さい、重たいとか、なかなか店頭では見ないような古いタイプに思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

#### ○学校教育課職員

まず、学校で使っているモデルですけど、G I G Aスクールモデルということで、文科省が示した要件に沿ってつくられたモデルになっておりまして、こちらのほうは、今、実際G I G Aスクールが始まって年数がたっておりますけど、特にバージョンアップしておらずに同じスペックです。

#### ○諸富委員

あと、活用状況がなかなか進んでいないというのは先日新聞など報道でもあったと思うんですけども、佐賀市が——佐賀県か、ちょっとあれですけど、平均を下回っていて、持ち帰りができていないとか、いろいろ中身の活用についてはあると思うんですけど、これだけ金額をかけていて、例えば、このタブレットを使って何かができるようになるみたいな、そういう目標みたいなのはあるんでしょうか。

#### ○学校教育課職員

まず、持ち帰り学習についてですけど、一応3段階あると思っておりまして、まずは学校の中で先生とかI C T支援員の手伝いの中、子どもが自分自身で使えるようになる、ちょっとした障害は自分で解決できるようになるのがまず第1段階で、次が第2段階として、週末とか長期休業中に家庭に持ち帰って学習を行っていくというのが第2段階で、その次に第3段階として毎日持ち帰りがあると考えております。

佐賀市においては、今ちょうど第1段階から第2段階に移っているようなところでございまして、この夏季休業中は学校で希望を取りまして、持ち帰りで学習したいという希望があった学校は持ち帰り学習を行っているところです。以上です。

#### ○諸富委員

恐らく学校ごとですとか指導される先生方によって大分ばらつきがあるのかなと思うんですけど、この長期休暇中に学校で1日も持って帰ってこないケースとかもやっぱり聞きますので、これだけの予算がかかっていて、どういう活用をしているのか、やはり皆さん疑問に思っていると思いますので、何か具体的にこれができるようになるみたいな、そういう目標を持たれてはどうかという——すみません、これは意見です。

#### ○青柳学校教育課長

現在、学校訪問を春、秋に開催しておりますが、それぞれ小学校、中学校、学校によって先ほど言われたようにI C Tの活用の状況が、学級、先生、そういったところでちょっと違うところもあります。そういった中で、やはりI C Tの利用をできるだけ推進していくためには、それぞれの技術を向上させるための研修をしていかないといけないと思って

いますので、情報化推進リーダーの研修会というのも市教委のほうで定期的にやっておりますので、そこを通じて各学校で先生方全体のスキルアップ、そういったところを図って、そして、それを最終的には子どもたちへの教育にICT活用を通して高めていくと、そういうふうな取組を今やっているところです。以上です。

#### ○山下委員

先ほどの説明の中で機器のことで、GIGAスクールモデルということで文科省が推奨して、ただ、特にバージョンアップもされていないという御説明だったんですが、文科省の推奨機器ではあっても全国的にこれだけだというふうにはなっていないのではないかと思います、というのは、ちょうどその頃に、改選前の委員会で熊本市にこのGIGAスクールのことで視察に行きましたときに、自治体によってどういう活用をするか、どういう機器を入れて、どのように教育に生かしながらやっていくかというのはそれぞれの考え方があるのだなと思いながら受け止めたんですが、そういう点でいくと、例えば、持ち帰りのことも含めてですけれども、日々変わっていくじゃないですか、バージョンもどんどんアップしていく中で、その教育現場のがずっとバージョンアップされないまま引き続いていくというのは何かちょっとよく分からない感じがするわけなんです、どこかの節目で当然変わっていくと思いますが、それは国が号令をかけない限り、自治体では動かないということなのか、何かで反映するというか、判断することはできるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

#### ○学校教育課職員

GIGAスクール構想で令和3年に導入しておりますので、今、買ったものが耐用年数的にあと四、五年、大体5年ぐらい使える状況ですので、次の更新のときには恐らく国のほうも標準モデルのスペックを上げるとか、そういう対応をされると思いますので、その状況を見て更新を考えていきたいと思っています。

#### ○村岡委員長

ほかに。

#### ○川崎委員

資料番号21の286ページ、就学援助費、小学校が14.2%、それから、290ページの中学校が18.8%ということですが、何か自分の感覚でいうと他地区に比べてちょっと高いかな、あるいは以前に比べてちょっと高いような感じがするんですが、他地区に比べて、あるいはこれまでの変化でこの数字はどうですか、高くないですかね。

#### ○吉次学事課長

認定率につきましては、ここ10年ほどを見ても少しずつ下がっているような状況でございます。小学校にしても中学校にしてもですね。一番高いときが小学校で平成29年に17%ありましたけれども、現在は14.2%、中学校で言いますと、平成30年が一番ピークで20.1%、現在が18.8%ということで、認定率にしますと少しずつ下がっているような

状況でございます。

○川崎委員

就学援助を受けたいというときの申請の仕方はどうなっていますかね。

○吉次学事課長

御案内を全生徒にお渡ししていますので、学校を通じて申請書を出してもらうというふうな形になります。以上です。

○川崎委員

支援される品目というか、例えば、修学旅行のお金とか文房具代とかは分かるんですけども、一時的に大きな出費が必要になる入学、つまり中学校入学ですね。例えば、自転車を買うとか、体操服を買うとか、学生服を買うとか、結構大きな出費が必要だと思うんですけど、そういったのも出るんですよ。

○吉次学事課長

小学校も中学校も新1年生のときには制服とか新たに買う必要がありますので、新1年生に対しては、別途新入学用品費ということで増額して支払いするようにしております。

○川崎委員

その申請はいつまでにしなくちゃいけないんですか。例えば、1年生になってしまって、夏休みぐらいにそういった制度があると聞いてから申請してはもう出ないんですかね。

○村岡委員長

それは説明会のときに示されている……

○川崎委員

何でこんなことを言うかという、非常に困窮している家庭があって、そこに適用されなかったと。小学校の先生が一言、中学校に行ったらこれを出してくださいと言って紙をやっとしたら解決した問題だと思うんですね。そういった小中の連携、そういったところをぜひお願いしたいと思って質問しました。

○吉次学事課長

申請忘れといいますか、申請すれば認定を受けられた方、そういった漏れがないように学校を通じて周知してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○村岡委員長

委員の皆さん、もう少し質問に関しても簡潔にお願いします。聞きたいことがあるなら、まずそれを聞いてください。ほかに御質疑のある方。

○横田教育総務課長

すみません、答弁できなかった分、2点をお答えさせていただきます。

図書パートの未配置校です。児童・生徒数100名未満の学校には配置していないような状況で、9校ございます。松梅の小・中、北山の小学校、中学校、北山東部小、富士中学校、三瀬の小学校、中学校、大詫間小学校でございます。

それと2点目、川副委員からありましたプールの維持費ですけれども、すみません、令和3年度時点になりますけれども、先ほどの工事請負費、改修まで含めたところで平均いたしますと138万円、1戸当たりの平均ですね。工事費を抜いた場合の、いわゆる維持管理だけでいきますと63万円程度ということになっております。以上です。

○村岡委員長

1戸当たりですね。

○横田教育総務課長

1戸当たり、平均です。

○村岡委員長

今の答弁で、あと質問よろしかったですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○青柳学校教育課長

先ほど答弁できなかったものについて、2点、答弁いたします。

まず、別室登校の学校のいわゆる利用者数、内訳について説明いたします。

年間の利用者数です。勸興小28名、循誘小14名、赤松小53名、神野小25名、兵庫小30人、高木瀬小74人、北川副小84人、鍋島小67人、春日北小52人、南川副小37人……

(発言する者あり)

兵庫小は30人です。成章中142人、城南中84人、昭栄中64人、城東中89人、城西中87人、城北中113人、鍋島中211人、諸富中90人、大和中124人、川副中87人、東与賀中97人、思斉中33人です。

もう一つ、先ほどのスチューデント・サポート・フェイスの内訳について説明いたします。

まず、約で説明しますけれども、人件費が約4,055万円、研修費が約386万円、事務費が約198万円、ICT利用料が約66万円、サーバー利用料が約14万円、諸経費が約795万円となっております。以上でございます。

○山下委員

まず、利用する子どもの人数ですが、年間と言われましたが、実人員と違っていいんですか。これは何ですかね、延べ、実人員——延べのはずはないですね。

○青柳学校教育課長

延べ人数でございます。

○山下委員

実人員は分かりませんか。

○村岡委員長

実人員はちょっと、個別で状況が違うけんが。

○山下委員



だから、年間で来たり来なかったり、何かかんかというので、取りあえず何人来たかという数ということになるんですが、結局そこを利用している子どもが何人いるのかというところはどうかのですかね。3桁というとびっくりしますので。

○青柳学校教育課長

後もって調べて回答したいと思います。

○村岡委員長

これは時間がかかるようでしたら、午後どれくらいでまとめ切れますか。

○青柳学校教育課長

午後1発目に出したいと思います。

○村岡委員長

分かりました。

○山下委員

じゃ、その人数は後でということ、費用の委託費のことですが、人件費の4,055万円というのは支援員30名だと思いますけれども、1人当たり幾らという換算とかになっているのでしょうか。——とかいうのも、よければ資料で後で出していただくとありがたいんですが、今の委託費の内訳も含めて人件費はどのように計算されているかというところをお願いしたいんですが。

○青柳学校教育課長

午後に回答させていただきます。

○村岡委員長

分かりました。じゃ、この点はこれ以上進みようがないと思っていいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

あとほか、3項までの部分で御質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、先ほど積み残している分を午後に回しますが、時間帯によっては先に10款の5項、6項のほうをまずスタートさせて、状況に応じて再度、不登校に関する案件の質疑を続けたいというふうに思います。

今ちょうど区切りとしてお昼前になりましたので、ここで1時間休憩を取りまして、午後の再開を1時から行いたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、これから昼の休憩に入らせていただきます。再開は1時から行います。

◎午前11時53分～午後1時00分 休憩

○村岡委員長

それでは、午前中に引き続き福祉教育委員会を再開いたします。

休憩前に確認しましたとおり、まず、歳出10款5項及び6項についての説明を求め、その

後、積み残しの分に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳出10款5項及び6項の教育部及び公民館支援課所管分について執行部に説明を求めます。

◎第57号議案 令和4年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出10款5項、6項関係分 説明

○村岡委員長

それでは、ただいま説明を受けました内容につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○川崎委員

資料番号21の316ページです。電子図書館システムで、実際に電子図書館に入っている本というのは、どんなのが入っているんですかね。

○古田図書館長

電子図書館で閲覧していただく書籍といたしましては、出版社が出しております商用電子書籍や、佐賀市独自で所有している郷土資料、行政資料、そういったものを想定しております。

○川崎委員

佐賀市が独自に持っている資料を電子化したというのは分かるんですが、一般に売ってある分は、これは電子用ということで売ってあるわけですかね。何を言いたいかというと、DVDなんかは家庭用のDVDの値段と、それから、業務用というか、研修会とかで使えるものだと値段が2倍ぐらい違うんですけれども、業務用というのはやっぱり高いんですかね。

○古田図書館長

業務用と申しますか、電子図書館用の電子書籍ということで、通常の紙の書籍よりも2倍とか3倍とか、そういった割高にはなります。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○西岡真一副委員長

19番の資料の221ページ、図書館費、14節工事請負費、予算額に対して不用額がちょっと大きいように思うんですけれども、これはどういう経緯だったか、お示してください。

○古田図書館長

この工事請負費は、主に大規模改修を行った工事費でございます。1年かけて工事を行っているわけでございますが、工事につきましては設計変更契約等を伴いますので、なかなか最終的な額の確定というのが年度のかなり遅い時期になります。それで、最終の3月補正の要求時点ではまだそこが確定しておりませんので、最後まで補正をせずにそのまま取っておいたということで、結果として入札残その他で不用額が出ているものでござい

ます。

○西岡真一副委員長

変更契約とか、要するに工事費の増嵩を見越して予算を確保しておいたということだろうと思いますけれども、それにしてもちょっと、実績が1,200万円ぐらい。ですから、500万円というとかかなり大きな部分を占めるわけですけれども、これはやっぱり最初の設計段階で、要するに予算要求段階でかなり過大だったということにはならないんでしょうか。

○古田図書館長

この設計自体が過大であったかどうかというのは、ちょっとにわかには判断しがたいものがございまして、念のためというか、不足すると工事ができず、今回工事したものは非常に急を要するものばかりでしたので、当初から不足することがないようにということで予算要求していたものと考えております。

○村岡委員長

それでは、ほかに御質疑のある方。

○松永憲明委員

21番の資料の310ページですが、市民総参加子ども育成運動経費727万2,408円のそれぞれ——広める、紹介する、褒めるまなざし運動、それから地域連携支援事業、それぞれにかかった経費が内訳はどうなっているのか、教えてください。決算だから経費が分かっているはずですから、どれだけかかったとか、何に幾ら使ったとか、分かるはずですから。

○大塚社会教育課長

ちょっと内訳を調べて、後ほど説明いたします。

○村岡委員長

どれぐらい時間かかりそうですか。

○大塚社会教育課長

今、資料を持ってきておりませんので、調べて、でき次第回答いたします。

○村岡委員長

後もってでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、一旦、別な案件で御質疑があれば。

○山下委員

青少年支援事業ですね、311ページから312ページに、それから子ども・若者支援事業のあたり、特に子ども・若者支援事業になるかと思うんですが、実は別のところで自殺防止対策のこのときにもちょっと質問したんですが、最近子どもの自殺がすごく多くなっていて、子どもが亡くなることの要因のトップが自殺だと、病気でも交通事故とかでもなく、実は自殺が一番大きいというの話があったんですが、その辺を念頭に置いたような相談というのは、学校の現場もあるんでしょうが、そうでないところでの子ども・若者支援事

業としては、そこら辺まで意識したような対応がされているかどうか、ちょっと伺いた  
いんですが。

○大塚社会教育課長

今回の相談事業につきましては、先ほど申し上げましたようにNPO法人スチューデ  
ント・サポート・フェイス等に委託して実施しているところでございます。基本的には私ど  
もの案件よりも重篤な案件等も特に専門的に扱われる団体でございまして、先ほど言いま  
したように、アウトリーチ等の手段でいち早く危険な状態を対応していただいでございま  
すので、今言われましたような最悪のケースといたしますか、そういったものも想定した動  
き、行動についてはNPO法人のほうで取っていただいているという状況でございます。

○山下委員

それはいいんですが、例えば、別のところでの自殺防止対策事業というのが4款のほう  
であるわけですが、佐賀市として、そういう世代を横断して考えたときに、こちらとそっ  
ちの連携とか、そういうことを市としてある程度情報共有だとか、取り組み方だとかとい  
うことを共有するという考え方というのは、それはSSFに委託しているのでお任せしま  
したという感じなのか、市としてはそこら辺はちゃんと連携したものとしていくという考  
えはなかったかどうかというあたりをちょっと確認です。

○大塚社会教育課長

あくまでも青少年に特化した相談ということで私どもも把握しておりまして、当然内容に  
よっては、市全体でしかるべく部署につなぐということが必要だと思っております。例え  
ば、自殺ではないですが、虐待であるとか、ネグレクトであるとか、そういう案件につき  
ましては、こども家庭課等と連携して、あるいは児相あたりの案件になるかどうかも含め  
て連携いたしておりますので、内容によってはそういう部署につなぐというつもりではお  
ります。

○山下委員

その次の成人式開催経費のところですが、二十歳のつどいになって、会場によっていろ  
いろ規模が違うので、雰囲気も違うのだらうとは思いますが、特に一番大きい佐賀市文化  
会館のところというのが、いつも30分以内のさっとセレモニーで終わるという状態になっ  
ているんですが、実行委員を組織して対応されていると思うんですが、成年年齢も変わっ  
た中での二十歳のつどいというふうにしていったこととの関係で、何か少しは意識的にこ  
ういうところは考えましたよとか、そういうことはあるのでしょうか。はっきり言って、  
判で押したように同じような感じになっているような気がするのですが、参加する当事者の若  
者たちにとっては1度のことなので、あれなんだろうが、これで本当に節目の緊張感と  
か、気持ちが次につながるというふうに果たしてなっているのかなあというのがよく分か  
らないというか、だから、実行委員会の中でどういう話があって、ここまで来ているか  
というところは、そこはどのようにサポートされているのでしょうか。

○社会教育課職員

それぞれ会場ごとに実行委員ということで何名かつくっているんですが、確かに今までと同じような、ずっと30分、40分ぐらいの式典ということで、なかなかそれをもっと変えていこうというような感じにはなっていなかったのかなとは思いますが、今後はそういう形で、委員が言われるように次につなぐとか、そういうふうな形のことを考えていこうということで言ってみたいと思います。以上です。

○山下委員

とても軽やかに言われたんですが、そう簡単な話ではないような気がしますけれども、そもそも実行委員をどのように選んでいるのかということと、何回開いて、どういう進め方をされているんですか。

○社会教育課職員

まず、ホームページ等で実行委員になりませんかということで募っているんですけど、なかなか成り手が少ないというところで、あとは地区の公民館の方に聞いてとか、前の生徒会の方とか、そういう形で選ばせていただいております。

ただ、地域によっては少なかったり多かったりというのもあって、そこら辺がちょっと課題というか、なかなか募集してもちょっと少ないというところで課題とは思っておりますけど……

○村岡委員長

会場によって回数とかはまちまちということですか。

○社会教育課職員

そうですね、二、三回ぐらいの話合いで当日を迎えているというような形で聞いております。

○山下委員

前はこうでしたというふうな資料があって、そこをはみ出してもいいという雰囲気があるのかですね。だから、自分たちで本当に考えてもいいんですよというふうなことになるのか、それとも取りあえずこの間もこうだったから、この予算の範囲内でこの程度にしてちょうだいよという話になってしまうのか。記念品についてもどう考えるかとか、そこら辺まで含めて、いろいろ自分たちで考えてもいいという雰囲気になっているかどうかというのが全然見えてこないわけなんですけど、そこはどうされているんですか。

○社会教育課職員

令和2年からコロナ禍の開催となって、開催するだけでもできるかどうかというところもあって、内容を充実するというようなところじゃなく、なるべく短時間で終わるような会の流れとなっておりますので、そこら辺はちょっとここ数年は難しい状況でした。

○村岡委員長

今御指摘があって、今後改善というか、改善する方向で持っていきたいというような考

えはもう示されたと認識していいですかね。

○社会教育課職員

今年の開催に向けては、そういったことを考慮しながら進めたいと思います。

○山下委員

ということは、今までは開くこと自体が大変だったということなので、それは仕方ないと思いますが、実行委員になってくれた方たちに対して、いや、もう自由に発想していいですよというふうにちゃんと投げつけていけるものなのかということころは、とても変わり目になるような気はするんです。だから、要するに佐賀市として、ここをどういうものとして位置づけようとしているかということの反映にもなると思うんですよ。若者自体が主人公になって、これを運営してもらおうと本当に思っているとすれば、もうちょっとそこは構え方が違うと思うので、その辺はやっぱり成年年齢が18歳に引き下げられたということ佐賀市自身がどう考えているのかということの反映にもなると思いますから、任せ方に関しては、結構任せていけるというふうな受け止めでいいんでしょうか。

○大塚社会教育課長

今御説明しましたように、これまで3年間は開催するのがやっとで、なかなか中身の充実まで手が回らなかったのが現状だと思っております。今回、通常開催になると思いますので、今度はまた新しい実行委員会形式で考えております。そういった委員の意見等も含めて佐賀市としての考え、その辺りで新しい意見、自由な発想等も取り入れながら考えていきたいと思っております。

○村岡委員長

それでは、ほかに御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑もないようでございますので、10款の5項及び6項については以上というふうにさせていただきますと思います。

では——ちょっと待ってください。

○大塚社会教育課長

先ほど質問がございましたまなざし運動の各内容別の内訳でございます。ここでいう広める、紹介するという内訳ごとではないんですが、主な経費の大きなものとしたしましては、まなざし運動専門員、あるいは地域教育のコーディネーター、あるいは報酬、人件費等が約476万円でございます。それから、PRグッズ等ののぼり旗であるとか、ベストとか、いろんな広報関係で出しておりますCM、FM等々を含めて約188万円が内訳でございます。それがいろんな項目ごとに広がっているという内容で、すみません、非常にざつとでございますが、そういう内容でございます。

○松永憲明委員

今の話だと、専門員等の人件費が476万円、グッズ等で188万円、あと足りないじゃない

ですか。紹介する事業とか、何か商品とかあるんですか。PR広報費。

○社会教育課職員

あとは、こちらの広報と人件費に大きく分けて2つ御紹介したんですけど、ほかは推進大会の会場借上料とか、会議のお茶代とか、そういったものになると思います。

○松永憲明委員

私がここで質問しているのは、これを聞いて、これで足りているのかどうか、もっと拡大して、経費を増やして広げていくというような考え方になっているのか、そこら辺の総括的なところをお聞きしたかったんですよ。そういうところについてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○大塚社会教育課長

今年度は令和4年度にかかった経費でございまして、ただ、成果といたしましてはやはりまなざし運動の認知度、あるいはまなざし運動を实际市民の方に実践していただいているかどうか、そこを成果だと思っております、実はまなざし運動の認知度につきましては、目標値50%に対しまして令和4年度は32%ほどで、まだまだ認知度は足りていないというふうに思っております。

ただ、実践度につきましては約4割の方が実践していただいておりますので、まだ市民への認知度が足りないと思っております、今後はその辺りの認知度を高めるような工夫、あるいは手段、事業と思っております、先ほど言いましたPRであるとか、広報であるとか、そういう経費等をもっと拡充していくべきだと思っております。

○松永憲明委員

国においてはこども家庭庁が発足して、具体的な活動を展開していくということで動いてきているわけです。そういった中で、やっぱりそういったことも関連しながら、そして、さらには子どもの権利というものをどうのように広げていくのか、そういったところも必要になってくると思うんですよ。ですから、ここら辺についてはもう一度しっかり総括していただいて、今後どういうふうなところに力点を置いてやっていくのか、そして、どういうことをきちっと継続していくのかとか、そういったところはやっぱり考えていく必要があるんじゃないかと思うんですね。そういった意味での今日の審議になっていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。教育長、答弁があればお願ひします。

○中村教育長

私も委員がおっしゃいましたように、まなざし運動というのをしっかり進めていくことが重要だというふうに考えています。实际まなざし運動というのをお聞きすると、朝の登校支援とか、そういう特別な活動をしないとまなざし運動ではないというふうに考えていらっしゃる方が多いので、そういう方々だけがまなざし運動をしている、自分たちは関係ないというふうに思われているというふうに思いますが、例えば、家庭で子どもたちのために父親、母親が一緒になって命のこととか、平和のこととか、そういうことで子どもの

今後の将来に関わるような取組をすることがまなざし運動なんですよということをしつかりPRしていくことが大事じゃないかなというふうに考えています。

そのためにはそういう広報活動をするのも大切なんですけれども、市で行うだけではなくて、1つは、各学校の御協力をいただいて、学校だより等でもそこら辺のまなざし運動のこと、それから、保護者がこういうふうなこともまなざし運動ですよというふうに理解してもらうこと、それから、今の若い方々はほとんどスマホで見られますので、スマホを使っただけの広報活動をもっと充実させる、そういうことも大事ではないかなというふうに思いますので、まず御理解いただいて、そして、できる取組をしていくというのが1つかなと思っています。

もう一つは、やはり企業のお力をいただくことがとても重要だと思っています。実はまなざし企業というのはかなり数が増えておりますので、これをさらに拡大していくということと、例えば、企業に勤めていらっしゃる方がまなざし休暇というのを取ってもらって、PTAの参観日とか、親子活動とか、そういうものに参加できるように企業の方にも御理解、御協力いただけるような、そういう取組を行うことも大事ではないかなと思います。そういう休暇を取って、子どもの授業参観とかに行くこともまなざし運動の一つなんですよということを御理解いただけるような、そういう取組も含めて今後は充実させていきたいと思っております。以上でございます。

○山下委員

こちらも学校教育との関係にもなってくるので、子ども・若者の、ちょっと確認なんです。すみません。さっき、子ども・若者支援事業をSSFに委託しているとおっしゃってましたよね。それで、これは青少年センター内に支援室を設置して、SSFに委託ということはそちらから人が見えているということかなと思います。それで655万円の委託費となっていますよね。これはどうこういう形態になっているんですかね。SSFの人の委託の結果としてどういう形になっているんですか。

○大塚社会教育課長

SSFとの委託契約になっておりまして、中身といたしましては、仕様といたしまして相談の内容ですね、例えば、大体大まかな予算組みですから、アウトリーチで何時間、あるいは相談支援で何時間、セミナーで何時間というふうな、そういう仕様で契約いたしております。約650万円の委託料のうち約480万円が人件費に当たっております。

それから、それ以外の活動経費等々約150万円が活動事務費等々に当たっております。やはり主なものとしては人件費が大きな要素を占めております。

○山下委員

何人の方がいて、つまり、どういう言い方をされているかということ。

○大塚社会教育課長

先ほど言いましたように、内容といたしましてはアウトリーチの支援等ですので、結果



的には現在、相談支援員の方が243日常駐されておりまして、年間の人件費でカウントすると大体1.5人分の人件費相当になっていると思っております。

○村岡委員長

補足ですね。

○社会教育課職員

1名が10時から5時までの常駐になります。それで、0.5人といった部分がアウトリーチとか相談にいらっしゃる方への対応をする分で、時間単価で契約しております。

○山下委員

ちなみにその時間単価は幾らですか。

○大塚社会教育課長

相談の種別によって違うんですけども、アウトリーチの支援の場合は1時間単価2,400円、それから相談支援業務については1回7,000円、セミナー講師は1回1万4,000円という単価での契約になっております。

○山下委員

分かりました。そしたら、常駐の方は同じ人、アウトリーチは交代で来られるのかどうか。要するに人は交代するけれども、その業務にこれだけの人がついていきますという考え方ということですか。

○社会教育課職員

主に子ども・若者支援室というところですけども、主担当がおりまして、その方が多く入りますけれども、シフトがありまして、どなたか必ず10時から5時までいるというようなシフトで組んでいらっしゃいます。

○村岡委員長

では、ほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、改めまして10款5項、6項につきましては以上で、この後、職員はどうしますか。関係職員だけでもいいです。

では、委員の皆さん、タブレットのほうに作成いただいた補足説明資料の教育部決算1を準備いただきましたので、学校教育課以外の方は退室していただいて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

お待たせしました。

○青柳学校教育課長

午前中の質問2点についてお答えいたします。資料で簡潔に説明いたします。

不登校児童生徒支援事業について、表面の1、不登校別室登校学習支援対象児童・生徒数、実人数でございます。左側が小学校で、小学校10校に対して合計が88人、右側が中学

校でございます。12校に対して176人ということで、小・中22校、合わせて小・中264人ということになっております。

続きまして裏面、2つ目、不登校児童生徒支援事業に係る支出内訳ということになっております。

まず、項目のところですね、午前中に説明したところで下のほうですけれども、ICTのところでは私が利用料というふうに伝えましたけれども、ICT学習支援活動費ということになっております。それから、あと賃金のところですが、学習支援員20名というふうに報告しておりますが、ここでいくと19名になりますけれども、実は1人分をパートで2人に分けているということで、一応20人ということで報告しております。説明は以上でございます。

○村岡委員長

ありがとうございます。

では、午前中、御質疑があった部分について再開したいと思います。

○山下委員

まず、午前中に聞いた児童・生徒数のほうなんですけど、午前中に聞いた数字はそれはそれで最初びっくりしていたんですけど、でも、延べだとなると逆に今度は少ないと思ったんですね。つまり、実人員が、例えば、勸興小学校だと対応人数が4人で延べがさっき28人とおっしゃってましたよね。だから、一番少なくとも28人だったり、多くて211人ですかね、鍋島で211人というのがあったと思いますが、それで、結局各校におおむね1人ずつ支援員をつけていらっしゃるということで、逆に来ないときはどうしているのかとか、月額賃金を払っておられるからそれで安定していてももちろんいいんですけども、実際にだから、4人の子どもが延べ28人ということは、どういう状態になっているのかなと、空白の部分というのはどうされているのかなというちょっとまた逆の質問をしたくなるわけですが。

○中村教育長

私のほうが学校現場にいたときの状況でお話をさせていただきますと、私、当時北川副小学校におりまして、学習支援員も来ておりました。延べ人数というふうに先ほど、例えば、勸興小が28というふうにありましたけど、恐らくこれは、今月は何人、不登校傾向がありましたということで月ごとにするとというふうに思うんですよね。ですから、8月を除いた11か月分で、その月にもそれがゼロだった場合、途中から相談室登校とかに行った場合は、実際4を11倍すると44になるはずなんですよね。延べでいけば44人になるはずですけども、例えば、5月までは普通に教室に入っていた、途中から入らなくなったとか、そういう子どもたちを入れたらこの28とかいう数字になったのではないかなというふうにちょっと想像しているわけなんですけど、そこら辺ちょっと具体的なことは分からないんですが、そこで、先ほど言いました対応についてなんですけれども、例えば、北川副小学

校だと12人おりますけれども、12人がいつも全員同じ教室にまとまって来ているというわけではないんですね。時には遅れて登校する子どももいます。例えば、その日はもう全然来ないという子もいます。朝から一日中来ている子もいます。それから、この教科のこの授業なら教室に入れるという子もいるわけですね。ですから、そういう場合には、支援員はもっと少ない人数を対応しておりますし、例えば、支援員1人で対応できないときには級外職員等も、管理職も含めて対応しておりました。

それから、例えば、ある日は不登校傾向の子どもが学校に来たと。その子が教室にこの授業は入りたいけど、1人ではなかなか行けないというときに、支援員が教室についていくこともあるわけなんですね。ですから、支援員が学校に来て、誰も対応しないで、結局手持ち無沙汰になるということは絶対ありませんでした。必ず朝から勤務時間中は何らかの対応をしておりましてし、場合によってはお迎えに来てほしいというふうに保護者から連絡があつて、学習支援員が学校の近くだったら迎えに行つて、一緒に学校に行こうと言って連れてくる場合もございました。ですから、そういう対応をしておりましてので、支援員というのは本当はかなり働いていただいております。

ただ、本来はここで言うように人数が多いところにはたくさん配置したいんですけれども、予算の関係とか、それから、先ほど委員もおっしゃいましたように、SSFでの学習支援員を見つけるということも、今、講師不足と同じように非常に厳しい状況になっているので、やはりそれだけの数をニーズに応えるというのはなかなか難しい状況です。ですから、それに合わせて各学校でも対応していただいているところですし、SSFともそこら辺は連携しながら、学習支援員の方の力量も上げていただくように対応しているところでございます。以上でございます。

#### ○山下委員

ちょっと前に、テレビで「ひきこもり先生」というドラマがあつていて、ちょうどそれは別室登校の教室が舞台のドラマだったので、イメージはすごく湧くわけなんですけれども、そういうことなんだろうと思いつつ、結局少ないところでは2人とか4人とかいう感じですね。学校によってはまた、新たにそういうことを必要とする子どもが出てくるかもしれないとなったらまた増やすということになっていくと思うんですが、そこら辺で基本的には必要となったら当然対応しますよという姿勢ではあろうけれども、何というんですかね、本当に大丈夫でしょうかねという、担い手のほうも大丈夫なんだろうかなという、一番そこが心配だったわけですけどね。結局は学校現場でフォローし合いながらということになっているということではないんですかね。

#### ○中村教育長

担い手の問題もございますけれども、この裏面を見ていただいたら分かりますけれども、賃金のところを見ていただくと、3年目以上が15名いらっしゃるんですね。ですから、かなり経験されて、子どもの対応がかなり上手になられた方が多いですし、実は不登校対

策の研修会とか会議を毎月設けておりますので、そこで情報交換等しながら、子どもたちの対応の仕方とか、そういう研修も積んでおりますので、このSSFから派遣された方々は、言い方は悪いんですけど、全く初めての方という方はほとんどいらっしゃらなくて、そうやって1年間関わる中でどんどん技能を高めていらっしゃいます。ですから、学校にとってはこの学習支援員の方というのは非常に頼もしくてありがたい存在でありますので、これをぜひこれからも続けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○川崎委員

ちょっと恥ずかしい話ですけど、この裏のほうの支出内訳ですが、こういった給料なんかが含まれているものにも消費税はかかるんですか。あるいは社会保険料とかも。

○学校教育課職員

委託契約で結んでいますので、消費税のほうはかかっております。

○村岡委員長

全体が委託なのでということですね。

○学校教育課職員

そうです。直接雇用でなくSSFに委託で出しておりますので、委託料については消費税のほうがかかっております。

○村岡委員長

あくまで佐賀市が直接雇用されている方ではなくて、SSFが雇用しているところなので、消費税をかける考え方としては、あくまで委託料という全体でかけざるを得ない——かけざるを得ないというか、かけるような仕組みになっていると。

○諸富委員

この生徒数のところで一応確認させてもらいたいんですけど、2人以上の学校が上がっていますが、1人とかで対応できていない学校ももしかしてあるのかなというところで確認させてください。

○学校教育課職員

配置している学校以外でも別室登校しているお子さんはいらっしゃいます。別室でしばらく過ごして、落ち着いてから教室に向かうという形のお子さんもいらっしゃいますので、その場合は空いている教員が対応したり、保健室登校で養護教諭が見守ったりということなので、お互いに教職員の中で連携して対応している状況でございます。

○山下委員

そうすると、学校の側から派遣してほしいという要望が出たら配置するという関係になっているのでしょうか。

○学校教育課職員

前年度に次の年度、学年が上がってから利用する予定の児童・生徒の登校状況とか別室登校の利用状況を各学校から要望書を提出していただいて、その利用状況を予測して学校

に配置しております。中には、次年度利用する予定が前年度利用していたお子さんの中からはいなくなると、教室のほうに向かうことができるという場合や、卒業した児童・生徒がいらっしゃるという場合もありますので、前年度の利用状況で配置を決定しております。

○山下委員

そうすると、先ほどの諸富委員へのお答えの中で配置していない学校でも別室登校の子どもがいるというふうに言われたのは、具体的には何校あるんですかね。

○学校教育課職員

その月によっても利用状況が違いますので、ちょっと今のところは把握ができておりません。申し訳ございません。

○山下委員

ということは、本当にばらつきがあるから、常にずっと絶対必要だとなったら本当に配置が必要だけれども、まばらのときには判断して学校現場で対応しているということで、これは絶対必要だとなったら、基本的にそういう要望が上がれば対応して配置しますという関係にはあると見ていいでしょうか。それともちょっと人の足りないので、そこは我慢してくださいということもあり得るのかどうか。

○青柳学校教育課長

年度途中からはそれに対応ができませんけれども、やはり学校の実情に応じて学校と情報共有しながら、次年度に向けて配置を考えるという形でございます。以上です。

○諸富委員

では、確認ですけれども、こちらの資料にある279ページの別室登校の対象児童・生徒数というのは、学習支援員に対応してもらっている生徒数ということで、学習支援員ではなくて自校の手の空いている先生方で対応してもらっている別室登校の子はこの中には含まれていないということなんですか。

○学校教育課職員

ここの264人については、学習支援員が別室登校の児童・生徒に対応した分の人数でございます。以上です。

○村岡委員長

要するに88名と176名を足した人数ということですね。

○諸富委員

あともう一つなんですけど、私がおとし、たしか一般質問で学習支援員の配置状況を質問したことがありまして、そのときも前年度の要望書に応じて翌年度の配置を決めるというところですけども、子どもたちは入学してから、4月以降のクラス替えだったり先生の状況だったりによって、なかなか前年度の様子から推しはかることは難しいですから年度途中の柔軟な対応も検討するというような答弁だったかと思うんですけれども、そこは今はどうなっているのでしょうか。

○中村教育長

昨年度は恐らく前年度のままの——前年度のままといたしますか、前年度で対応しているというふうに思うんですけども、以前は、例えば、先ほどおっしゃってくださったように、ある学校で年度途中から非常に厳しい状況になって対応が必要になったと、逆にある学校は対応していた子どもの対象者が教室に行けるようになって対応が少し軽減されたというときに、年度途中から2校配置をお願いしたりとか、そういう柔軟な対応をしたこともございますので、学校の状況に応じて今後もそこは検討していきたいと考えております。以上でございます。

○村岡委員長

この点ですけれども、先ほど言ったみたいに学年が進級したときのタイミング、それとあと夏休み明けの9月のタイミングというのは、若者の部分の、先ほど途中で出た自殺の絡みとかを見ても、やはり環境が大きく変わるタイミングとなると、どうしても子どもの状況というのが著しく変わる状況なのかなというのは、常識的に考えてもそういう部分はやはりありますので、より細かい対応というようなことは必要になってくるのではないかなというふうに感じるところです。

ただ、当然人あつての対応というのも十分理解できますので、その辺のところをしっかりと委託業者と連携を取っていただくのと、学校関係者での対応という部分を改めて学校教育課のほうで検討いただければなというふうに思います。

○松永憲明委員

実は私も不登校、別室登校の子どもを、特に理科の場合は実験や観察というのができない、していないわけですよ。だから、私が空いた時間に連れていってさせるといようにしたわけですよ。それで、少しずつ少しずつ授業、個別——複数の生徒なんですけどね、そういう対応をしながらならしていくというか、だから、最初は授業が周りであってないとき、理科室が全く空いているときに先生お願いしますと言ってきたわけですよ。私がたまたま空いているときにいいですよというところからスタートして、それで今度は教室に戻れるようになったんですよ。やっと戻れるようになった。それでしっかり勉強して、高校、大学というふうに行ってきたわけです。

だから、中学校の場合は教科担当だとか、あるいは担任の先生との連携というのを当然取ってあると思います、スチューデント・サポート・フェイスから派遣された方もですね。それがないとこれはうまく回っていかないと思うんですね。そういった連携をやはり取っていただきたいなと思うわけです。だから、空いている方、正規職員の先生たちも心がけて、やっぱりそういった対応をしていく。特に中学校は教科担当でありますので、いろんな方で関わっていただけるような体制を教育委員会としても御指導いただければと思います。よろしくお願いします。

○山下委員

そうすると、最後にちょっと確認ですけど、最初に28とか14とかおっしゃっていた、延べなのか何か分からないんですが、その数字は結局何だったんですかね。どういう数字として、そちらで集めておられた数字ですか。4と28の関係がちょっとよく分からないんですよね。

(発言する者あり)

だから、何だったんですか、28というのは、例えばの話。

○青柳学校教育課長

申し訳ございません。先ほど教育長が申し上げたとおり、月ごとの報告、その積み上げた数字でございます。以上でございます。

(発言する者あり)

月ごとの実人数の合算です。

○中村教育長

例えば、4月はゼロでした。5月は4になりました。6月は1人教室に行けるようになったから3になりました。だから、それをずっと積み上げていった合計が28でしたと。月ごとの合計が28でしたということなので、実人員になると、その子どもの数は4人ですということ。

○村岡委員長

休憩を取って、2時20分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

◎午後2時12分～午後2時19分 休憩

○村岡委員長

それでは、委員の皆様もおそろいでございますので、予定より少し早いですが、議案審査のほうに戻りたいと思います。

それでは、子育て支援部に関する内容で、第57号議案 令和4年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出3款3項及び10款4項について執行部の説明を求めます。

◎第57号議案 令和4年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出3款3項及び10款4項関係分  
説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

21番の資料の110ページ、クラスルームというの件なんですけれども、人数が増えてきていると思うんですけれども、そのスペースや、あるいは対応人員で課題はないのかどうか、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○岩瀬子育て総務課長

いろいろの分につきましては、スペースにつきましては、まず十分面積要件を満たしてい

る状況ですので、今の契約の状況で狭いということはないです。人員についても十分対応ができていますものと思っております。職員体制ということでもよろしかったですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

大丈夫です。

○村岡委員長

では、ほか御質疑がある方。

○山下委員

といろの利用については、前は待機児がおられたと聞いていたと思いますが、いらっしやらないですか。

○岩瀬子育て総務課長

現在、といろの待機児童という方はいらっしやらない状況です。

○村岡委員長

では、ほか御質疑がある方はどうぞ。

○西岡真一副委員長

そしたら、19番の資料の143ページ、これは説明があったのかな。今日は決算審査ということで主に不用額を見ているわけなんですけれども、臨時特例給付金かな、12目、子育て世帯臨時特別給付事業費、負担金、補助金ですけれども、予算額に対して不用額がかなり大きいように思うわけなんですけれども、これは前年度からの繰越しを財源にしているわけですね。対象者数掛ける支給額ということで予算は大体見積れると思うわけなんですけれども、どうしてこれぐらい予算と執行済みとの乖離が生じたかというところを少し説明ください。

○末次子ども家庭課長

給付金を迅速に支給するために、国のほうでその算出式を一律に決めたもので申請しなさいということで要請を受けた額を申請したためでございます。

○村岡委員長

では、ほか。

○川副委員

資料21の107ページ、子育て支援アドバイザー委託事業ということで、この中で、子育て支援に係るニーズの把握等を行ったということで書いてありますけど、具体的にどういうニーズがあったのか、お知らせください。

○岩瀬子育て総務課長

今回、令和4年度はいろんな現場を回っていただきまして、いろんな声、それから、職員のお話とかをアドバイザーのほうに聞いていただいております。保育所とか幼稚園の中では、人員体制の厳しさといったところでの御意見が出ているところとか、あと、児童館、児童センターの現場の中では館長間での定例的な会合の必要性があるのではないかと、



そういった御意見、それから御助言という形を受けているところでございます。

○川副委員

当然そのニーズを含めて、次の段階というか、次の事業にまたこのアドバイザー委託事業を行っていくということですね。

○岩瀬子育て総務課長

令和4年度は、先ほどお話をしましたように現状把握ですとか意見聴取、ニーズ調査をメインに活動していただいております。令和5年度もその分については引き続き実施いただいているんですけども、現場の状況に合わせて、各課の事業担当者とのヒアリング等も通じながら、これから調整が必要なこととかの洗い出しをしている状況でございます。来年度、子ども・子育て支援事業計画が最終年度となりまして、改定作業等も発生してまいりますので、そういったところに具体策の落とし込みとかができるように、またしっかり事業を進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○川副委員

同じく111ページの保育人材確保対策事業で、今、結構幼稚園から認定こども園のほうに移行されている園が多いかなということで、やはりその中で、当然保育士の人材確保が大切になってくるかと思えます。令和4年度の事業で給付人数56名ということですが、今の段階で実際に保育士が何人不足しているのか分かりますか。例えば、令和4年度において、各保育園あるいは認定こども園からどれだけ保育士が足りないという話とか、そういうのはないですか。

○豆田保育幼稚園課長

それぞれの園で何人不足しているというところまではちょっとお伺いしていないんですけども、幾つかの園からは、保育士を募集していたんですけども、実際に3人募集していたけど1人しか来なかったとか、そういったお話はよく聞きます。社会的な保育士不足ということで言われておりますけれども、それは佐賀市のほうでも顕著に出ているのかなというふうに思っているところです。

○村岡委員長

ほかに御質疑がある方。

○松永憲明委員

21番の124ページの虐待の対応件数ですね、相談対応が78件増で1万5,102件、うちの虐待相談対応が308件増の7,801件と、どうしてこういうふうに増加してきているのか、その要因等については何か把握されていますでしょうか。

○末次こども家庭課長

相談対応件数とか虐待対応件数が増加している理由なんですが、まず、家庭児童相談室に相談は御本人や御家族や関係機関等からあります。新規の相談も増加傾向にありますし、令和2年度から子ども家庭総合支援拠点を設置させていただいた関係で、相談員の数は据

置きですけれども、職員数を、専門職の数を3名増加させていただきましたので、受けて対応する頻度などは増加していて、延べ件数になりますので、より丁寧なというか、継続的な支援が可能になったためであると考えております。

○松永憲明委員

いや、増えてきているので、対応職員数をプラスしていかなくちやならんのじゃないかなというふうに思ったんですけど、今の話によると、対応する受付の係の方を増やしたということで、対応のほうは問題なかったんですか。

○末次こども家庭課長

忙しくはさせていただいておりますけれども、相手があることなので時間内とまではいなくても、夜間に来てほしいと言われれば夜間に行ったりというようなことはありますけれども、何とか対応はできているものと考えております。

○松永憲明委員

その対応の仕方については、1人で対応されることがほとんどなのか、複数で対応されることもあるのかどうか、その点はいかがですか。

○末次こども家庭課長

電話相談については、基本電話ですので1人で対応ということになりますが、虐待通告を受けたときの家庭訪問であったりとか子どもへの面談、保護者への面談とかになると、原則2名で対応することにしております。

○松永憲明委員

状況等に応じてそういったことになると思うので、対応される職員の数がこれで適正なのかどうかについては、少し検討いただけないかなと思うんですけどね。回答はいいです。

○福井委員

虐待の相談件数自体が7,801件で、相談対応自体も延べ1万5,102で、たしか98件の増でしたよね。虐待の相談自体の7,801件というのが3,000件を超えているわけだけど、近々の3年ぐらいでどうですか、極端に上がっているという状況。

○末次こども家庭課長

令和2年から体制を強化したということもありまして、令和元年度と令和2年度の差異は2,000件ほど延べでいくと増えてはいますが、令和2年、令和3年、令和4年については虐待の件数は微増でございます。——微増と言っているのか、数百件ずつ伸びているところでございます。

○福井委員

ということは、たしか聞いたのは3,080件ぐらい増えているという話でしたよね。前年比でそうですか。

○村岡委員長

308件です。

○福井委員

308件か。ただ、いずれにしても、微増であるけど増えてはいるわけですよね。現状の対応で足りるというふうな判断なんですかね。その辺はどうなんですかね。

○末次こども家庭課長

児童福祉法の改正により、市町村には特に乳幼児から自立に至るまでの幅広い子育て世帯の対応が求められております。特に妊産婦から出産直後というのは頻回な対応が必要になる時期でもありますので、今、保健師の数も係長ほか2名、3名入れていただいているところで、その対応がどうにかできているところです。また、令和6年度以降はこども家庭センターということで、全国的に自治体には母子保健と児童福祉を一体的に運営するセンターの設置の努力義務ということで求められておりますので、今後はまたその設置の必要性というか、そこについても、やはり機能を強化しなければいけない分業務も増えるので、検討していくべき事項かなと思っております。

○村岡委員長

では、ほか御質疑のある方。

○山下委員

21の資料の125から126にかけての独り親家庭支援経費についてちょっと伺います。

母子相談経費として出ている中で相談件数が2,732件とありますが、これは母子家庭と父子家庭とで分けた場合、内訳はどんな状況でしょうか。

○末次こども家庭課長

詳しい件数になるとちょっと確認させていただきたいのですが、母子家庭が圧倒的に多くて、父子家庭が一握りぐらいの件数の差異があります。

○山下委員

このポツ3つある中の2番目に、必要な人に必要な情報が届くようにというふうにあるんですが、例えば、どういう段階でこういう支援が必要になるかというのはそれぞれ違うと思うんですが、父子家庭の場合ですね——だから、母子家庭の場合だと割とこういう相談はここに行けばいいというのが当事者の方も意識しやすいと思うんですが、パートナーが亡くなって、お父さんと小さい子どもだけ残されたというときに、独り親家庭になってしまったという認識に自分があまりならず、それでも保育所の送り迎えだとかいろんなことに追われていく、転職しなくちゃならないような状態になっていきかねないとか、そういうケースも出てくると思うんですが、そういうことを考えたときに、プッシュ型で相談窓口につなげるようなことというのは何か仕組みとして持ってあるんでしょうか。

○末次こども家庭課長

離婚届などの戸籍が動く届出をされたときには、必ずこども家庭課の窓口を案内いただくようになっております。そこで、独り親医療とか児童扶養手当などの手続きができる方も、ちょっと所得によってできない方とかもあるんですが、そういった手続の御案内をしたり、

当課で作成している独り親家庭のハンドブックなどの配布を行っております。あと、現況届などの際にも独り親ハンドブックを設置しております。

○山下委員

だから、離婚とか、そういうこと的时候は割と結びつきやすいと思うんですが、今言ったようにパートナーが亡くなりましたとかいう場合なんかのつなぎ方ですね、その辺はちゃんと意識されているのでしょうか。

○末次こども家庭課長

配偶者の方が亡くなった場合も戸籍の届出の受付に来庁されますので、そういったときに回っていただくようになっております。

○山下委員

それは、最初に相談窓口で別のことで来たときも、こうだとなったらこちらに行くよという連携になっているということよろしいですかね。

○末次こども家庭課長

そのとおりです。

○山下委員

後でまた数字が出るなら教えていただきたいんですが、要するに相談件数の内訳ですよ、母子家庭はもちろんだけれども、父子家庭のところはどうなっているのかというのをちょっと知りたいので、そこをお願いします。

それと、若年寡婦といいますか、要するに子どもが二十歳になるまでの間の若いお母さん、子どもが二十歳になった後、子どもは独立しました。だから、例えば、母子家庭医療費なんかは子どもが二十歳になるまでですよ。だから、そこから先はなかなかない状態で、そうすると、ここで就労支援だとか、いろいろ出ているんですけども、独り親の間はなかなか正職に就けずにパートだとか、そういうことに就いていて、いよいよ何か仕事しなくちゃいけないとなったときに、この件数で足りているのかなというのがちょっと心配な気がするんですが、就労支援の相談の状況だとか何かというのが、若年寡婦の方たちはどんなふうになっているかというのは、何か分析されていますかね。

○末次こども家庭課長

確認ですが、若年寡婦というのは、その子どもが二十歳になってすぐの……

○山下委員

例えば、独り親家庭の医療費助成というのは、子どもが二十歳になるまでの間はお母さんなりお父さんも含めて助成対象になっているじゃないですか。だけれども、子どもが二十歳になって以降はその対象から外れますよね。普通の3割とかになりますよね。そうやって、いろいろ経済的な助成が守られていた部分がふっと外れたときに、気がついたら手に職があまりきちんとしていないということでのこういう就労支援だったりすると思うんですが、現実に相談された場合に制度がちゃんと生かされているのかどうかということ

ですよね。支援が行き渡っているのかどうか。だから、55件とか32件とかという数字が、本当にそういうことで済んでいるのかなというのがちょっと。

○末次こども家庭課長

125ページが一番下のところの丸の母子父子自立支援プログラム策定経費、これは対象者が児童扶養手当をもらっているお父さん、もしくはお母さんということになっているんですけども、母子相談経費のところの相談は父子家庭、もしくは母子家庭、父子家庭の父または母ということで、子どもの年齢には関係なく就労相談にも応じているところですので、独り親ですということでの相談があれば、子どもの年齢に関係なく支援はしているところでございます。

○山下委員

もちろん年齢制限はないですよ、相談には。それは分かっているんです。ただ、現実として、子どもが二十歳になるまではいろんな助成を受けて、経済的な——例えば、医療費なんかはそうやって助成を受けて守られていたのが、それがなくなって普通の医療費になるとか、いろんなことで対応が変わってくる部分の影響というのがあるのではないかなということなんです。そうなったときに、今度は独り親として生活を維持していかななくてはならなくなった寡婦の人たちへの対応というのが果たしてちゃんといけているのでしょうかというの、この数字から十分なかなというのを聞いたかったんですが、ちょっと通じないですかね。言い方がややこしかったですかね。

○村岡委員長

いや、結局独り親の方の生活を維持させるための部分となると、子どもが家庭から離れるかどうかというところだけが問題であって、年齢は関係なくないですか。要するに子どもが二十歳になるということは、それなりに年齢を重ねられた親御さんになるわけなので、となると独り親の支援というよりは一個人への就労支援というサービスになることではないですかね。いわゆるお独り身の方の就労支援というような形になるんじゃないかなというふうに思うんですけど、何かありますか。

○山下委員

だから、例えば、職業訓練とか、そういうところは子どもの年齢は関係ないわけですよ。

○末次こども家庭課長

その高等職業訓練促進費等の3つの事業は子どもの年齢が関係あって、子どもが二十歳未満までの……

(「二十歳未満ですね」と呼ぶ者あり)

はい。

○村岡委員長

要するに子どもを育てるに当たっての経済的な収入を得やすくするための支援なので、

この制度が子育て支援のほうにある。子どもが離れてしまえば、いわゆる一般的な方の就労支援のほうでカバーするというふうに分けるべきなので、ここで年齢を超えたからというのはいあまり関係ないのかなど。

○山下委員

だから、独り親というくくりと、もう一つは独り親と寡婦というのがあるじゃないですか。だから、その寡婦というところが視野に入っているのかどうかというところなんですけどね。今の課題が若年寡婦だと言われているところで、子どもがいたときは児童扶養手当とかによってそれなりに何とか生活できていたけれども、子どもが高校を卒業して大学生になったときの生活をどうするかとか、そういうふうなことで寡婦の支援ということもきちんと視野に入っているのかどうかというところ。

○末次こども家庭課長

寡婦の方の支援ということでは、相談以外には特にはない状況です。

○山下委員

県内ではそういう寡婦も視野に入れながら、例えば、母子寡婦連合とかあるじゃないですか、団体でね。そういうところとつなぎながら相談体制を連携していただくとか、要するに独り親の子育てのときだけでなく、もう一つのところまで対応していかないと、今、本当に経済的に大変だという問題提起もされているので、そういうことをされている動きは県内にもありますので、ぜひそこは情報をキャッチしていただいて、少し頭に入れていただきたいなということは意見として申し上げたいと思います。

○末次こども家庭課長

ちなみに県内の市町名を教えてください。

○山下委員

聞いたところでは、みやき町とかで寡婦の支援に力を入れている。

○末次こども家庭課長

お尋ねしてみたいと思います。

○村岡委員長

何か補足がありますか。

○こども家庭課職員

先ほどの件数ですけれども、令和4年度の部分でいきますと、延べで2,732件中、父子のほうが大体6%から7%の方になってきますので、延べ約160件ぐらいになってきます。以上です。

○村岡委員長

それでは、ほかに。

○諸富委員

2つありまして、1つが21番の109ページ、病児・病後児保育経費と、あと112ページの子

育てサポートセンター運営経費の2つお尋ねします。

病児・病後児保育経費、この2,600万円はどういった経費なのかというのは、実施されている機関が2施設で、あと利用者数が93人ということですのでけれども、それに対しての経費の中身を詳しく聞きたいです。それからお願いします。

○岩瀬子育て総務課長

病児・病後児保育経費につきまして、資料の説明にありますように、2か所の小児科医院に委託しております。それぞれ1か所当たり約1,300万円の委託料ということでお支払いしております。

○村岡委員長

利用の状況。

○岩瀬子育て総務課長

利用の状況につきましては、今年度93人ということになっておりますけれども、コロナの、特にオミクロン株がはやっている中で、その流行状況を病院のほうと共有しながら、受入れの体制を一時的に制限したりというようなところをやりながら、令和4年度については運用してまいりました。ただ、外傷のお子さんについては、特に発熱とかがなければ、関係なく受入れしてきたというような状況でございます。

○諸富委員

1,300万円の委託料の内訳、例えば人件費、看護師の方とか保育士の方の人員体制とかももし詳しく分かればお願いします。

○岩瀬子育て総務課長

この病児・病後児の委託の事業につきましては、国の補助金を受けて委託しておりますけれども、補助金の組立てとしまして、1施設当たり設置するための基本経費、それとあと受入れ数に応じて加算額という設定がございます。1か所当たりの基本分というのは約700万円、そして、佐賀市のコロナに入ってからの方の施設での受入れの動向というのが大体600人ぐらいで推移してまいりましたので、設定人数によって加算額というのが決まっているんですけども、500人から600人の間の設定の場合は加算額が600万円というふうになっておりますので、佐賀市独自に計算したというよりも、国の制度自体がそういうふうになっておりまして、その計算で委託しているという状況になります。

○諸富委員

じゃ、これは国からの補助率が100%ということですか。

○岩瀬子育て総務課長

補助率につきましては、国3分の1、県3分の1、市3分の1というふうになっております。

○諸富委員

保育士とか看護師の人数とか分かりますか。

○子育て総務課職員

まず、高木瀬のほうのぞうさん保育室が、保育士が2名、それから看護師が6名、看護師については小児科医院と兼務という形になっています。木原のほうのかるがものへやが、保育士が3名、それから看護師が5名、同じく看護師については小児科医院との兼務という形になっております。

#### ○諸富委員

どうして聞いたかというところ、利用者数93というところで、コロナの状況もあったとは思いますが、場所も木原と高木瀬というところで市内を網羅するにはちょっと偏りがあって、保護者の方のニーズからちょっと使いにくいというような話も聞きますので、この費用対効果というか、比較してほしいのは、通っている園で病児保育の一時預かりの制度がたしかこども家庭庁から下りてきていたと思うんですけど、佐賀市がそういった取組には手を挙げなかったかと思うんですけど、使いやすさで考えたらなかなかやっぱりこの数字にも利用者数があまり増えない、令和4年度、そこの数字が見えにくいのはあると思うんですけど、そういう園での病児保育の一時預かりとの比較とか検討はされたんでしょうか。

#### ○岩瀬子育て総務課長

すみません、先ほどの職員配置状況の人数のことで、保育士について、ぞうさん保育室が2人、かるがものへやが3人というふうにお答えしておりますけれども、逆でして、ぞうさん保育室のほう3人、かるがものへや2人というふうになっております。

それから、今、諸富委員のほうからお話がありました、通っている園での預かりというような制度もあるじゃないかということで御紹介いただいたんですけども、現在佐賀市で実施しております病児・病後児につきましては、必要が生じたときに、対象の年齢のお子さんを持つ保護者であればどなたでも御利用できるような制度でありますけれども、御紹介いただいた制度は、その園に通っている保護者しか利用できないというようなものでしたので、佐賀市のサービスとしてそこにシフトしていくのはちょっとどうなのかなというところがありまして、今、この2か所への委託ということで実施しているところでございます。

コロナの状況の中で、利用者については令和4年度は結果的に少ないような状況でしたけれども、今年度に入りまして、まだ前年度並みとまではいきませんが、随分利用されている方も件数も戻ってまいっておりますので、引き続きこの2か所への委託というところで実施していくとともに、また、小城市にひつじさんの部屋という病児保育室がありますけれども、そちらも佐賀市の方が利用できるような状況を整えておりますので、そういったところも今後広く周知していければなというふうに思っているところです。

#### ○諸富委員

分かりました。

では、次の112ページのファミリーサポート経費のほうですけど、ファミリーサポート



と、あとサポートママ、こちらのほうも病児保育と同じようになかなか令和4年度は数字が読みにくかったり、申込みが難しかったと思うんですけど、これはコロナ前の状況から考えると多いとか少ないとか、回復傾向とかありますか。

○豆田保育幼稚園課長

コロナ前、平成30年度でいいますと、ファミリーサポートの利用件数が4,106件あったものが令和4年度は1,421件ということで、相当数減っているという状況でございます。サポートママにつきましては、平成30年度が利用件数で103件、令和4年度が108件ということで、こちらはそんなに持ち込んでいるという状況ではないところです。

○諸富委員

こちらも提供会員と、あと依頼会員、依頼会員のほうは頼みたいママたちですので、一定数登録はあるみたいですが、なかなか提供会員が伸び悩んでいるというような話も聞きます。あと問題としてよく上がってくるのは、マッチングがなかなか難しかったりというところで聞かれますけど、そういったところは何か対応されたんでしょうか。

○豆田保育幼稚園課長

委員おっしゃるように、提供会員の数がだんだんと減ってきているような状況がございまして、あと提供会員の方の年齢的にも、ある程度、年齢が高い方の割合が高くなってきたということもありまして、なかなかそのマッチングが難しい状況ということもあります。私どもも当然、提供会員のほうにファミリーサポート事業、サポートママ事業という、そういう事業の周知をするだけではなく、提供会員の数を増やさないとなかなかマッチングできないということがありますので、子育て支援の情報のラインとかでそれぞれの会員の募集記事を配信したり、あと民生委員児童委員協議会のほうで会員募集に関して依頼を行うようなことも昨年度からしているところでございます。

○村岡委員長

では、ほかに質疑のある方。

○川副委員

資料21の126ページ、児童扶養手当給付の件ですけど、受給者資格数が2,292名で受給された方が1,995名、300ぐらい差がありますけど、この原因は何なのか教えてください。

○末次こども家庭課長

独り親の資格はあるけれども、受給されていない方というところの理由ですけれども、所得オーバーの方と、年金をもらわれていて、年金額のほうが児童手当の額よりも多い場合が支給停止になっていらっしゃると思います。以上です。

○村岡委員長

ほか御質疑のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようでございますので、執行部の方は退席していただい

て結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、委員の皆様、これから現地視察の確認と意見・提言のことをお伺いいたしますので、一旦休憩を入れさせていただきたいと思います。では、10分取りますので、57分から再開いたします。

◎午後3時46分～午後3時56分 休憩

○村岡委員長

それでは、皆さんおそろいですので、再開したいと思います。

それではまず、本日行いました決算議案審査に関して現地視察の希望はございますでしょうか。

○松永憲明委員

例の芙蓉校は。

○山下委員

ランチルーム。

○村岡委員長

いや、芙蓉校に関しては決算と直接は——決算審査的にはちょっと。

○福井委員

決算審査としてはちょっと違うかな。

(発言する者あり)

○村岡委員長

一応そういう部分で参考になればと思って面積は聞きましたので、それは次年度予算のときに見に行ってください。

○山下委員

でも、次年度予算はついていなかったら。

○村岡委員長

いや、だからつけるように言って。さすがにちょっと今回の決算での現地視察としては。

○重田委員

取りあえずつかんなら運用の仕方をやっぱり考えんといかんとやなか。

○村岡委員長

一応そうですね。

○村岡委員長

今教室でしているというのは三瀬校だけかな。三瀬校だけはそういうふうにはしているという話なので、現状、すぐという部分の、何か次の対応が決まるまでは、やっぱり暑い季節は教室を使ってもらおうというのが1つ。ちょっと一旦、現実的に考えたときにですね。

それを学校側とかと協議をというふうなお話をしてありましたので、まずはちょっとそこを。

○福井委員

そこが優先でしょうね。

○村岡委員長

まずやってみて実際どうなのか、いや、やっぱりランチルームにという話に改めてなるのかというのは見守る必要はあると思います。じゃ、一応その芙蓉校の分はあれとして、現地視察の希望はございますでしょうか。

○山下委員

審査の中では、ずっと空調関連は幾つか出ていたじゃないですか。だから、芙蓉校というタイトルでは行けないにしろ、学校の空調のこととなったらば、ここから先はあれですけど、例えば、体育館は今までも議論になっていましたよね。それで、体育館だけを思っていたらばそういうことが出てきたというのと、それから、逆に体育館が暑過ぎるからどうするのかというので今は送風だという話があったけれども、例えば、始業式だとかなんかがあんまり暑くて集まれないんだったら、各教室にみんな散らばって、オンラインで始業式をしている現場があったりとかなので、いろんなことを考えて、空調の在り方についてこれでいいのかというふうな提起というのは、今、学校の教室にはやっとなエアコンがつかましたと。

○村岡委員長

山下委員、その分の提言をという部分で言えばそうなんですけど、今お伺いしているのはあくまで現地視察に行くかどうか。

○山下委員

だから、そういうふうなことを見越して、幾つかの例の一つを見に行くというのはありじゃないですかねと言いたかったんです。

○村岡委員長

ということであれば、空調がついているところに見に行かないと。

○山下委員

空調がついているところとついていないところ。ついているところとついていないところの比較ができたほうがいいと思うので。

○村岡委員長

ただ、そういう部分でいうと、体育館で空調がついているところは今のところ学校施設ではないので、見に行けないと。

○山下委員

体育館はないが、ランチルームはついているところとついていないところがある。

(発言する者あり)

○村岡委員長

現地視察までは特によろしいですかね。ほかの項目、よろしいですかね。

じゃ、一応現地視察については今回の決算審査の中で必要とまでは言わないということで、次に、本日の決算審査において、委員会として意見・提言を取りまとめるための案件の候補、今回話していてボリュームがあったのは、先ほどの空調の件はありますが……

(「不登校」と呼ぶ者あり)

そうですね、不登校の部分と、ICT機器そのものや今後の在り方というような部分ですね。それと、子育て支援ではそこまでなかったですかね、あくまで議論の時間という部分で言えばですね。何か御意見はございますでしょうか。

では、本日は教育部並びに子育て支援部に関わる決算議案の審査でございましたが、特にこの2部については、意見・提言という部分の候補は出さなくてよろしい……

(発言する者あり)

そうです、あくまでボリュームがあったということでお示ししましたが、それでまず、意見・提言ということでお伺いいたしました。当然9月の決算の議会ですので、意見・提言を取りまとめるという方法もございますが、ここ2年ぐらいは意見・提言というのはこの委員会も出ていなくて、基本的には委員長報告に盛り込むというのが前年、前々年ぐらいの状況でございました。一応、昨日提言の候補という部分も挙げてはいただきましたけれども、それを含めて意見・提言をする、もしくは委員長報告でまとめるというような方法がそれぞれあるということを御認識いただいた上で、昨日は民生委員と避難者要支援の項目について候補として挙げていただいております。

これらの案件についてそれぞれどのようにお考えか、いわゆる意見・提言を行うか行わないか、行うのであればどういう理由でというようなところまで、これは昨日からお話をしておりましたので、お一人ずつ御意見をお伺いしていこうかなというふうに思いますけれども、お伺いしてよろしいですか。もう少しまとめる時間が欲しいですか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ではまず、昨日候補として挙げていただいた関係もありますので、先に山下委員のほうから意見・提言として扱うかどうかというようなところまで含めて御意見を伺いたと思います。

○山下委員

まず、私は意見・提言はしていったほうが良いと思います。前年、前々年、なかったほうがむしろもったいなかったという気がしますので、前なかったからという話はちょっと脇に置きながら、民生委員の確保の問題と、それから、避難者要支援の問題というのは別個の事業ではありますが、実際の役割、任務として求められている部分が民生委員に加わっていく部分というのもあると思うんですよね。避難者要支援のは、今、名簿の確認の

仕方のことも、手上げ方式なのか手下げ方式なのかというのもありましたし、むやみにやっても担い手がないからという言われ方をしますが、これだけの人たちがいるんだということを認識するというのはすごく大事なことだと思うんです。そこに向かってどういう支援が必要なのか、どういう体制が必要なのかという頭にしていかないと、できる分だけしていきましょう、徐々にというやり方で果たしていいのかなというのをちょっと思っているんですよ。なので、まず私は、第1には避難者要支援のところは入れてもらいたいと思っています。

同時に、隣近所の状況をつかんでもらいますよというときに必ず民生委員の存在が期待されていて、その民生委員が欠員になっている地域があるということで、そうなると、果たしてそこに住んでいる人たちの命やらを守っていくということに対してどうなのかということになると思うんですよ。なので、2つ抱き合わせと言ったらあれですが、2つともぜひ取り上げて提言していけたらいいんじゃないかなと思っています。

○村岡委員長

じゃ、順番というか、福井委員いかがでしょうか。

○福井委員

できればやはり、ここしばらく意見・提言がなされていないので、やってもいいんじゃないのかなという気持ちは持っておりました。総務委員会とか、ちらほら聞いてみると、経産はないかもしれんけれども、建設は何か提言するみたいなことを言われていまして、それなら我々のほうとしても出してもいいのではないかなという気は今しております。

1つは、昨日ちょっと話に出ていました民生委員の問題は、確かに一般質問等が出たりもしておりますし、抜本的な対策が当然必要になってきているのも事実だと思います。それで、社協のほうでそれをフォローするような体制を福祉協力員でやっているけど、実態が伴っていないので、非常にこれは心もとないし、膨大な作業を社協に押しつけているような感じもなくもないので、そういう点では抜本的な面をこれから検討する必要があるのも間違いないので、もしやるならここはやっぱり指摘しておいたほうがいいのかなということを思っております。

先ほど山下委員が2本立てという話も言われたけど、やるなら1本ずつだろうなというふうにちょっと思いもしましたが、感覚的には、いわゆる被難者要支援の部分というのは、自治会のメンバーなんかも踏まえてのことなんだけど、それはそれとして非常に重要なことになってくるんだけど、必ずしも民生委員と直結じゃない部分であるので、ここは分けてやるなら2本立てでもいいのかなという気もしました。でないと、ちょっと中途半端になるだろうと。以上です。

○村岡委員長

ありがとうございます。

では、松永憲明委員、いかがでしょうか。

○松永憲明委員

提言はしたほうがいいというふうに思います。ただ、どういうふうにするのかというのはちょっと難しいなと思っています。民生委員の問題については、たしか前も1回したかな。かつて1回した経過があると思うんですよ。

○村岡委員長

平成27年度か。

○松永憲明委員

はい、1回したと思います。実態として、旧市内の中でも特に団地を抱えているところなんか非常に成り手がなく、例えば、若楠校区の話が出ましたですね。そこからも実は民生委員をされていた方から何とかならんかという話が、あと後継者が見つからんで困るとというのがあって、非常に苦慮されている状況の話を私も伺って、要請を受けたことがあるんですけども、今日の状況の中でやっぱり民生委員の果たす役割は非常に大きいものがあるなと思うんですね。そういった意味では、私たちが意見・提言していくというのには非常に大きなものがあるんじゃないかと思うんです。執行部においても、かなり苦慮はされているだろうと思いますけど、そこをもう一歩前に進めていただくという上において、私たちが後押しするというのは重要なことではないかなというふうに思っているところです。以上です。

○村岡委員長

あと避難者のことについては。

○松永憲明委員

ちょっと分けたほうがよくはないかなと思いますけどですね。

○村岡委員長

もちろん分けてです。

○松永憲明委員

ちょっとそこまではどうかなと私は思っています。1つでいいかなと思います。

○村岡委員長

じゃ、重田委員お願いします。

○重田委員

民生委員の件については、もうずっと課題ですね。この件についてはそういう必要性はあるかなと。そして、避難者要支援についてもやり方ね、やっぱり手挙げるんじゃなくて、要らない人が手挙げるというやり方もあっていいし、そのやり方かな。やっぱり必要性の高い人と段階的に分けるというやり方もあっていいんじゃないかなと。そういう部分を考えたら、提言というのがあってもいいんじゃないかなとっております。以上です。

○村岡委員長

ありがとうございます。じゃ、川副委員。

○川副委員

民生委員については、これは昔からの問題ということであっていますので、やはり地域との話し合いをしていながら、どういう解決方法があるのか、これは将来的なこともありますので、ここで提言という形で出していいと思います。

もう一つ、要支援の件ですけど、実はこれについては民生委員のほうに行くし、自治会のほうにも名簿は行きよつでしょう。

○村岡委員長

そうです。

○川副委員

消防団にも行きよつですもんね。

○村岡委員長

行っています。

○川副委員

ただ、やっても、これをどういうふうにするのか、例えば、結構各校区、人数が多いですもんね。私、消防団におりましたので、これをどうするのか、校区の中で消防団の数も少なくなってくる中で地区を決めて、担当割とかなんとかできますけど、要支援の資料をどういうふうにまず使うのかですね。例えば、今、自主防災組織が各町区の中——校区もありますけど、町区の中で設立されておりますので、どっちかという自主防災を早めにつくって、それから要支援の活用をしっかりとしたほうが、要支援ばかりがぼんと来ても、あと対応できんかなということだと思いますので、これはまた、私は提言じゃなくて、今から先の検討材料ということにしていっていいのかなと思っています。以上です。

○村岡委員長

ありがとうございます。

では、川崎委員、いいですか。

○川崎委員

まず、民生委員ですけども、自分は学校において、不登校の児童・生徒は家庭環境が分からんとです。例えば、内縁の夫がいつも来ているとか、そういった家庭状況を知らないと、ずかずかっ家庭に担任が行ったりとか、なかなかできないんですね。そういった意味でも、民生委員というのは学校のためにも不可欠でした。全ての地区にやっぱり民生委員はいていただきたいというのが本音です。ですから、ぜひ議題として取り上げていただければと思います。

それから、避難時の手上げ、手下げですけども、私は1週間前に敬老会の通知を持って、班長に川崎さんも配ってと言われて20件ばかり配ったんですけど、5件ぐらいしか動けないし、まずいらっしやらないんですね。そういった情報は、例えば、大水になって孤立なんかしたときに、あそこはおんさつとやろうか、それとも施設に行っとなさつとやろ

うか、そういった基礎情報さえもつかめないというのは、やっぱり災害のとき危ないねと  
思いました。ですから、形はどんなになるか分かりませんが、そういった情報をつかん  
でおく何かの手だてが必要だと思います。

○村岡委員長

では、その分については提言したほうがいいと。

○川崎委員

したほうがいいと思います。

○村岡委員長

じゃ、諸富委員お願いします。

○諸富委員

私も皆さんがおっしゃるように、民生委員のことについては提言の形であるほうがいい  
のではないかなと思うんです。理由としては、地域に密着して生活とか実態の把握をされ  
る、そこがやっぱりいろんな支援計画を立てたりとか、何をするにもスタートになるのか  
なと思いますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

あと不登校のことももし可能ならばと思うんですけど、それは今日の教育部の話を知  
りていても、別室登校の数字の話も延べ人数なのか、実人数なのか、なかなか見えにく  
かったりとか、その数字の把握が皆さん、そこに問題意識を持っているのか持っていない  
のか、私はすごく心配に思ったんですね。なので、もっと問題意識とか危機感を持って実  
態把握に努めてほしいという——そこが分からないと手が打てないから、私は今回、すご  
く不安というか、心配に思ったので、不登校についても何かしらちょっと意見をつけ加え  
ていただきたいなと思っています。

○村岡委員長

避難者要支援については。

○諸富委員

実際上がってきても、その対応がどうなのかというのは難しく感じてはいるので、提言  
の形にすると難しいのかなと正直思っています。

○村岡委員長

では、副委員長お願いします。

○西岡真一副委員長

民生委員と、それから避難時要支援者の提言を核としまして、どういう提言をこの委員  
会としてするのか、それは非常に問題であろうと思います。民生委員に関しては1回提言  
しとっですよね。今日、各委員からいろいろと意見が出ていましたけれども、恐らくそれ  
は執行部も百も承知のことで、確保できるのであればとっくにそれは確保していますと  
話だろうと思うんです。委員会から何か提言するのであれば、こうしたら確保できるん  
じゃないのかとか、こっちのほうを当たってみたらどうだとか、そういう提言内容ができ



るのであれば、ただ確保しなさいよという提言をやっても、それは執行部も以前からやっていますよという話になりはしないかと思えます。何かそういう提言が、議会の目線からしての、切り口からの提言ができるのかどうかというところがちょっと気にかかります。

避難時要支援者の問題、今、川副委員からもありましたけれども、私も毎年毎年更新をもらっております。その実態は、ぱらぱらめくっていきますと、あそこあのあちちゃんねというのが目に浮かぶところがあります。例えば実態で言えば、同居している娘さんと、大雨の警報とかが出るようであればいち早く一時避難所か公民館に避難していたりとか、実態はそういうところがあります。名簿登録人数を増やして、それを増やせば増やすほど自治体、あるいは民協で対処すべき対象が増えていくと。執行部のほうからも、やみくもに増やしても地域が対応できないと、名簿に載せた後は地域にやって、よろしく願いますなわけですからですね。そこら辺の確保がちょっと執行部のほうにも遠慮があるみたいですし、あと、自主防災会とかでも早めの避難とか、防災訓練とか、そういうことを呼びかけております。全体的にそういう要支援の方がいるという情報共有は確かに大事なことですけれども、これはやっぱり全体の防災対策の流れの中の一部と私は捉えております。ここでのこ入れを提言してもいいんですけれども、これに関しても、やっぱりどういう提言をするのか、手下げ方式をしなさいと、こういう検討をしなさいという提言をするのかと、その内容にかかってくるかと思えます。以上です。

○村岡委員長

それでは、それぞれ御意見をお伺いいたしまして、御案内してありますとおり、民生委員児童委員に対しては平成27年度の決算ということで、平成28年に当時の文教福祉委員会から出してあります、成り手不足の点についてもしっかり周知徹底を図ることというような形の提言をその当時の委員会でさせていただいております。

避難行動要支援者への支援対策事業というようなことで、平成29年度の決算で平成30年に提言させていただいている中に、いわゆる名簿登録されるような方策を講じることと実効性のあるマニュアルを整備することということで提言を出されている、すみません、かいつまんでの内容ではございますが、そういう内容でございます。

ですので、既に提言をなされている内容を踏まえてというような形にもなりますし、副委員長からもあった具体的な提言内容という部分、意見にとどめるのであれば意見という形、もしくは委員長報告という形での意見の提示という形も考えられるのかなと。そういう部分で言いますと、基本的には民生委員のほうについては、何らかの意見は委員会として出したほうがいいのではないかというのが大半の御意見だったかなと。避難行動要支援者への支援の部分につきましては、意見としては半々ぐらいに分かれているような状況でございます。

あと、諸富委員から今回候補ではないというのがありましたけど、不登校の件を改めて提案いただきました。この点については皆さんの御意見を聞いておりませんので、ちょっ

と改めてにはなるんですけど、不登校で今回議論させていただいた部分について、当然、議論の時間を費やしましたので、委員長報告をするのであれば必ず盛り込まれるような内容ではあるかと思っております。その上で、今回委員会としての意見・提言の案件として、再度、盛り込む候補として入れるかどうかという部分を改めて御意見だけ——入れる入れないぐらいの簡単な形で構いませんので、再度その点だけ確認させていただいてよろしいですか。

○福井委員

私はこれは大変重要な問題でもあるし、いろんなやり取りもちょっとあったんだけど、我々としてもここをこうしたらいいんだよというふうな討論ではない感じがあるので、委員長報告でのやり取りの報告というのがベストかなと思いました。

○山下委員

そうですね、入れてもいいとは思いますが、どういうふうな言い方になるかなというところをちょっと今考えておりました。私は逆にと言ったらおかしいですね、逆にでも何でもないんですが、ずっと委託先がSSFに集中していることについて、そこに対しての問題意識というのを佐賀市としてどこまで持っているのかなというのが実は気になっているんですけども、ここに20人、ここに10人、さてここに10人と、今回出ていなかったけれども、福祉のほうでも生活支援のほうで出しているとかで、結局全部で何人の分をSSFに出しているんですかというところを本当は赤裸々にしてみたい気は——赤裸々というか、本当にお願ひしたいという気持ちとどこまでできているのかというあたり、このままで大丈夫かなというのはちょっとあります。ちょっと違うことを言っちゃいましたけど、だから、不登校というのもあれですが、本当にSSFとの関係が気になります。

○重田委員

委員長報告をお願いします。

○松永憲明委員

意見・提言というのはかなり難しいと思います。というのは、個別の様々な対応の仕方があるわけですよね。だから、一律にということがかなり厳しいと私は思っています。だから、委員長報告でされるのは必要なことだと思うんですけども、我々が何かを取りまとめて、こういうふうにしたらどうかというのが出てこないと思うんですよ。なかなかそれは一人一人の対応が違いますから、家庭の状況も違うということで、かなり難しいなと思います。

学校に一旦来てくれるのであればね、別室登校であれば対応の仕方がいろいろあるわけですけど、そうじゃなくて、全く出てこないという場合が非常に難しいんですよ。それはそれでほっとってもね、ちゃんと生きとればいいんじゃないかという考え方もあるわけですよ。現実に私の妹の子どもがそうなんです。小学校の1年のときから行っていないんですよ。しかし、ちゃんと生きていますので、そこなんです。

○村岡委員長

川副委員、いかがでしょうか。

○川副委員

確かに学校現場では非常に大きな問題かなと思っています。ただ、今回の委員会の中で不登校について深掘りした意見等もそう出なかったのも、私も委員長報告の中できちんと報告していただければいいかなと。この問題については、皆さんの共通意識の中で、また今後、どこかの形で議論すればいいのかなということだと思います。以上です。

○村岡委員長

じゃ、川崎委員お願いします。

○川崎委員

私も松永憲明委員と同じ考えで、結構難しいなど。ただ、山下委員が言われたように、スチューデント・サポート・フェイス、3つの事業で子どもたちにアウトリーチをかけているわけですよね。これはやっぱり無駄だなと。今日、550万円の消費税がかかるんだけど、教育委員会でじかに雇えばその550万円を給料に上乗せできるんですよね、スチューデント・サポート・フェイスを使わなければ。スチューデント・サポート・フェイスのスタッフも、それをなりわいにして生活するには給料が安過ぎるんですよ。だから、何とかしたいと思うんだけど、そこは今回はちょっと温存しとって、何か方法を練らんといいかなと。今出してもどうせ蹴られるなと思って、ちょっと考えさせて——研究します。

○村岡委員長

じゃ、副委員長、いかがですか。

(「その人の給料じゃないんじゃないですか、SSFのほうから出ているんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

そうですね、あくまで委託の内容に関する部分ですかね。

○西岡真一副委員長

不登校に関してですね。1点は、対象母数の把握の仕方にやや難ありということ、1点は委託契約の在り方にやや難ありということで、おおむねそういう話だったと思いますので、委員長報告に入れていただければいいかと思います。

○村岡委員長

そうしましたら、委員長報告するしないはまだ皆さんにお諮りしていませんけれども、入れるとすれば不登校のことについては確実に盛り込むような対応をすることかなというふうに思っております。

それでは、内容については具体的な提言というものも必要かと思います。ただ、こうすればという部分で言えば、民生委員の成り手の部分についても、その具体的なものを示せるのか、ただ、どういうふうな姿勢であってほしいというような意見・提言にするのかというふうに変ってくるかと思います。

ただ、本日議論させていただいた内容、今、皆さんからいただいた内容をひとまずまとめた形ものを提案させていただいて、それについて改めて委員間協議して、今候補として上げさせていただいておりますので、意見・提言という形で最終的に出すか出さないかというのは最後判断させていただければと思います。ただ、まとめのところではちょっと厳しいので、一旦、次回委員会をどこかのタイミングで開催させていただいて、今いただいた御意見を基にたたき台を作成し、それについて委員間協議を行わせていただきたいというふうに思いますけど、まずこの点よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本日の提言の内容として、案件としてまず、民生委員の対応については確実に、避難行動要支援者の分については、たたき台も含めて一旦御提示させていただくということで、これについて最終的に案件の名称、意見・提言を行う理由、背景、そして案件に対する意見・提言という3つの点でまとめる必要がございますので、次回、皆さんにお集まりいただくタイミングをここで諮らせていただきたいと思います。

○山下委員

大体あしたは予備日——というのは、もともとこの決算の提言をするに当たって、もう一回聞きたいことがあるかどうかとか、そういうのがあったと思うんですけど、もうちょっとこの視点から深掘りして執行部に聞くことがあるかどうかというのがたしかあったような気がするんですが、例えば、民生委員に関して、平成27年度のやつで比べてみると、委員の年齢要件を現在の65歳未満から70歳未満に引き上げるなど要件緩和して成り手確保に最大限努めることというのを言って、この間の答弁では、現実にもう実際上やってもらっていますとって最高齢が88歳ですという話が出ていましたよね。そこは、実際はもうそうせざるを得んぐらいになっていると。複数戸を受け持つ人が多いので、世帯数が多いところの改善をという言い方をしているけど、現実それがどうなっているのかということとか、活動費補助金の額は適正かどうかという問いかけをしていますけど、その後どうなっていたかということだとか、議論の中で福祉協力員という存在がキーワードとしてちょっと出てきましたけど、でも、それが現実にちゃんとうまい具合に民生委員の補助をするような位置づけになっているのかどうかという辺りを考えたときに、その位置づけをもうちょっときちんとしたらどうだろうかとか、何かちょっと、今やるなら今やるならの言い方というのが案外あるのかなという気はちょっとしました。だから、そこら辺を全然聞かずに一方的に言うのか、もう一回そのところから深めて、聞きたいことは聞いておくことができるのかどうかと思っています。

○重田委員

2つとも提言して、そして、具体的に執行部から答弁というか、その後いただいたけど、実際その後やってきとるよね、四、五年。だから、その実態というのをあと1回ちゃんと聞いて提言せんと、同じことをやっても意味なかけん、そういう部分をして、それでも

やっぱり必要性があるのかなのかというのもちろんとやるべきじゃなかかなと思いますので、委員長、ぜひそういうのをやっていただければなと思いますけど。

○西岡真一副委員長

私もその途中でも申し上げましたが、福祉協力員というキーワード、さっき言われたようなこともやり出していて、ある面、これは民生委員を補助できるような一つの役割を担っていただいたらありがたいみたいな触れ込みで入っていると。結構それは組織化されているところもあるし、あるいは組織化されるような形でやっていると。昨日の答弁では2,400人みたいになっていたんだけど、でも実際の所属は社協なんですよ、直轄ではないんです。直轄じゃないんだけど、民生委員の補助みたいなことを言っているから、その事態においても実際問題どこまでやる気があって、あるいはそこのところの社協との協力をどんなふうにやっているかということちょっとまだつかみ切れていない点があるから、先ほど山下明子委員が言われたみたいに、できればそこもどうするんだと、あなたたち、要するに福祉協力員がいれば民生委員の補助ができるようなところまでという表現をしているにもかかわらず、現実には組織も違う状態の中で、でもやってほしいみたいなことも言っているというようなことで、何か要するにお茶を濁しているようなこともあるんだから、そこをきちんとやっぱり突き詰めて——突き詰めるというか、そこをやって、だからこそやはり民生委員についてはこうしなくちゃいけないんじゃないか、あるいはこういうふうなめどをつけていくんじゃないかということにこっちが提言するというのは、ちょうどフィットするのかなという感じがしました。できればそのための場があればありがたいなとは思いました。

○村岡委員長

では、この点、基本的には審査日程、本日までの2日間ということで、現地視察があればあしたというような日程にはなっておりました。意見・提言に関して、いわゆる委員間協議としての日程として明日は予定しておりましたが、執行部の都合という部分も当然ありますので、一旦、あしたとして、ちょっと確認させていただく時間をいただいてよろしいですか。

基本的にあした何か予定を入れられていた方とかいらっしゃいますか。

(発言する者あり)

朝予定がある。

○西岡真一副委員長

朝といたって9時半頃か10時には戻ってきますけど。

○村岡委員長

それなら、仮に10時なら大丈夫ということですね。ほか何か、あしたは特段、6日……

(発言する者あり)

取りあえずヒアリングとか、何かしらの予定でちょっとというようなのも今のところ大

丈夫ですね。

皆さん、仮にあした午前中とか、何か予定を入れられていますか。あした6日。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

まずもって、前回の提言に対してどう取り組んで、結果として改善できたのがあるとか、そういった部分を説明してくださいと。

これで本日の福祉教育委員会を終了いたします。

令和 年 月 日

福祉教育委員長 村 岡 卓